

逗子市次世代育成支援行動計画

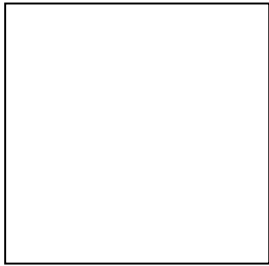
2005年(平成17年)3月

逗子市

目 次

| | |
|--|-----------|
| 行動計画の策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の背景・趣旨 | 3 |
| 2 計画の位置付け | 3 |
| 3 計画の期間 | 3 |
| 逗子の子ども・子育ての姿 | 5 |
| 1 子ども・子育てを取り巻く逗子市の姿 | 7 |
| 2 子育ての実感と子育て支援の現状（乳幼児～小学生期を中心に） | 8 |
| 3 青少年の生活と意識（小学校高学年～高校生を中心に） | 10 |
| 4 要保護児童への取組みと安全の確保 | 12 |
| 計画の基本的な考え方 | 13 |
| 1 基本理念 | 15 |
| 2 基本目標 | 16 |
| (1) 基本目標1 まち全体で子育てを応援します | 17 |
| (2) 基本目標2 まちを生かした豊かな遊びと学びの環境を整えます | 19 |
| (3) 基本目標3 すべての子どもがいいきと育つよう支援します | 21 |
| (4) 基本目標4 安心して子育てができるまちづくりを進めます | 23 |
| 施策の体系 | 26 |
| 分野別行動計画 | 27 |
| 基本目標1 まち全体で子育てを応援します | 27 |
| 1. 妊産婦、乳幼児等とその家族の安心を支える環境づくり | 27 |
| 2. 子育て情報の整備と提供 | 27 |
| 3. 子育て相談の充実 | 27 |
| 4. 親子遊びの場づくり | 28 |
| 5. 育児ストレスへの対応 | 28 |
| 6. 地域にある「施設サービス」と「市民の力」との連携 | 29 |
| 7. 保育支援ニーズの多様化に対する保育所や幼稚園の機能拡充 | 29 |
| 8. 男女の多様な働き方に対する支援 | 30 |
| 9. 父親の育児参加の促進 | 30 |
| 基本目標2 まちを生かした豊かな遊びと学びの環境を整えます | 31 |
| 1. 児童・青少年の居場所づくり | 31 |
| 2. 放課後児童クラブ（学童クラブ）事業の推進 | 31 |
| 3. 逗子のまちそのものを豊かな遊びと学びの場とする仕組みづくり | 31 |
| 4. 健やかな心身の育成 | 32 |
| 5. 幼児教育の充実 | 32 |

| | |
|-------------------------------------|-----------|
| 6 . 教育・保育等子育て関連施設の連携による学びの充実 | 32 |
| 7 . 乳幼児とのふれあい交流の推進 | 33 |
| 8 . 学校・家庭・地域でのプレ親教育の推進 | 33 |
| 基本目標3 すべての子どもがいきいきと育つよう支援します | 34 |
| 1 . 子どもが健やかに育つ環境づくり | 34 |
| 2 . 保護が必要な子どもと親への対応 | 34 |
| 3 . すべての子どもを受け入れる環境づくり | 34 |
| 4 . 障害児がいる家庭への支援 | 35 |
| 5 . 障害児を支える社会的連携づくり | 35 |
| 6 . ひとり親家庭への自立支援の推進 | 35 |
| 基本目標4 安心して子育てができるまちづくりを進めます | 36 |
| 1 . 子育てバリアフリーの推進 | 36 |
| 2 . 交通安全教育の推進 | 36 |
| 3 . 防犯体制の強化 | 36 |
| | |
| 計画の推進に向けて | 39 |
| 1 推進体制 | 41 |
| 2 計画の管理 | 41 |
| | |
| 付属資料 | 43 |
| 資料1 逗子の子ども・子育ての姿 | 45 |
| 資料2 次世代育成支援対策推進法 | 62 |
| 資料3 行動計画策定指針の概要 | 69 |
| 資料4 国が指定する特定事業の目標事業量 | 73 |
| 資料5 逗子市福祉プラン推進協議会の設置及び運営に関する要綱 | 76 |
| 資料6 逗子市福祉プラン推進協議会次世代育成支援計画部会部会員名簿 | 79 |
| 資料7 計画策定の経緯 | 80 |
| | |
| 用語解説 | 81 |



行動計画の策定にあたって

扉裏面

行動計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

わが国では少子化が急速に進行しており、社会経済全体に重大な影響を与えかねない状況を迎えています。国はこれまでに行ってきたさまざまな少子化対策に加え、さらにもう一段の対策を推進するため、平成 15 年 7 月、「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。この法律の制定により、地方公共団体及び企業は「行動計画」を策定し、平成 17 年度以降の 10 年間、集中的・計画的な取組みを推進していくことになります。

本市ではこの「行動計画」を策定するにあたり、子育ては親が主体的に行っていくことを前提としつつも、地域全体で応援し、子どもも親も共に育っていきける豊かな環境づくりを目指すとともに、すべての子どもがいきいきと幸せに育まれるまちの実現を目指します。

注) 逗子市次世代育成支援行動計画では、概ね高校生までの子どもを視野に入れています。

2 計画の位置付け

本計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づき、すべての子育て家庭を対象に逗子市が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。

さらに、さまざまな分野の取組みを総合的・一体的に進めるため、「逗子市総合計画」や「逗子市福祉プラン」などの上位計画と整合性を持ったものとしています。

母子保健に関する事項については、「逗子市母子保健計画」によることとします。

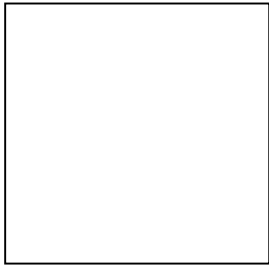
3 計画の期間

本計画は、平成 17 年度からの 5 年間の第 1 期計画期間とした前期計画です。

平成 22 年度からの 5 年間の第 2 期計画期間とした後期計画は、前期計画の必要な見直しを平成 21 年度に行った上で定めます。

また、5 年間の計画期間中であっても、状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行っていくこととします。

| 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 第 1 期計画期間（前期計画） | | | | | | | | | |
| | | | | | 第 2 期計画期間（後期計画） | | | | |
| | | | | | 見直し | | | | |



逗子の子ども・子育ての姿

扉裏面

逗子の子ども・子育ての姿

印は逗子市統計等、 印は妊娠・出生児アンケート、 印は逗子市「次世代育成支援に関するアンケート(H16)」、
印は逗子市「中高生調査(H16)」、 印は逗子市「地域福祉についてのアンケート(H15)」の結果より。詳細は資料1参照。

1 子ども・子育てを取り巻く逗子市の姿



自然に囲まれた「住宅都市」です

都市化のなかで逗子市が守ってきた自然環境の豊かさは、子どもから大人まで市民共通の誇りとなっています。

15歳以上の市民の多くが、横浜や東京など市外に通学・通勤する住宅都市（昼間人口比率77%）です。

人口規模は四半世紀ほぼ一定、世帯は小規模化しながら数を増やしています

本市の総人口は、昭和50年代前半から6万人弱（平成17年1月1日現在58,435人）で推移していますが、世帯数（同23,608世帯）は増加を続けてきました。

1世帯あたりの平均人数は小規模化（同2.48人）を続け、核家族世帯が70%近くを占めています。18歳未満の子どものいる世帯の比率も減少（平成2年32.3% 平成12年23.2%）を続けています。

近年幼児人口の伸びがみられますが、長期的には子どもの人口は減少方向にあります

年齢別人口構成をみると、平成12年の国勢調査では、年少人口（0～14歳）比率11.9%、老年人口（65歳以上）比率22.0%と少子高齢化の動向が顕著となっています。

最近数年間における子どもの人口の動向をみると、0～5歳（就学前世代）、6～11歳（小学生世代）が少しずつ増加しているのに対し、12～14歳（中学生世代）、15～17歳（高校生世代）はやや減少してきていました。

今後5年間（平成17～21年）の子どもの人口は、12～17歳は概ね横ばい（2,931人 2,966人）、6～11歳が増加（3,006人 3,305人）するものの、0～5歳は減少（2,889人 2,678人）が見込まれます。このままでいくと、長期的には減少していくことが予想されます。

2 子育ての実感と子育て支援の現状（乳幼児～小学生期を中心に）



子どもが生まれるのは楽しみ。でも親になることは不安です

女性の結婚年齢は、20歳代後半以上が多く、30歳代になってからの出産が増えています。

出産までに赤ちゃんの世話を経験したことが「ない」人は、約2割みられます。

現住地への居住は、「10年以下」が7割以上と、居住歴が浅いなかで子育てを始める人が増えています。

初めて母親になるとき、自分の健康、経済面、仕事との両立などで約半数が、妊娠や出産への不安を感じています。

夫が、妻の妊娠や出産に協力できにくい主要因として「仕事」があげられています。

子育ての分担が母親に偏り、「自分のやりたいことができない」との実感がみられます

0～11歳の子どもを育てる家庭の約8割が「夫婦+子ども」の家族構成です。

父親の8割、母親の1割が臨時でなく「常勤」で働いています。子どもの年齢が低いほど母親の家事専従率が高く、子どもの年齢が高くなるにつれて「パート・アルバイト」などでの就労が増えていきます。

多くの保護者が、子育ての分担は「父母同じが理想」と考えていますが、実際には大きく母親に偏っています。男女共同参画型の子育てを志向しながらも「仕事」や「通勤時間」などを考えると子育てと仕事は分業せざるをえないとの実感が読み取れます。

子育て中も「趣味」や「仕事」など自分のことをしたいが「できにくい」と感じている母親が過半数に上ります。とくに乳幼児期の子どもと過ごす母親のストレスが大きいようです。

保育サービスの利用ニーズが高まっています

1～6歳児の2～3割が保育所などの保育サービスを利用し、4～6歳児の5～6割が幼稚園に通っています。

保育所（市内5か所：定員約600名）は、通常保育のほか、一時保育、育児相談、子育て家庭交流事業などの地域育児強化事業を実施しています。なお、保育所待機児童は少ない状況が続いています。

幼稚園（市内5か所：約600名通園）の保護者の中にも、延長保育や長期休暇対応などの預かり保育を望む声が少なくありません。

「ずしファミリーサポートセンター」も子育てについての助け合いを行っています。幼稚園や保育所の送迎代行などの利用が多く、母親の就労いかんにかかわらず登録が増えています。

小学校低学年向けには「放課後児童クラブ（学童クラブ）」（4か所：利用約100名）があります。

また、学校の余裕教室を活用した遊びの場としての「ふれあいスクール事業（ほっとスペースを除く）」（3か所：学校区により利用の仕組みが異なる）でも生活支援型の利用がみられます。

子育てに関わる自主活動や支援活動が広がっています

乳幼児を持つ親の中には、自主活動である「子育てサークル」(市内7グループ)に参加して、子どもと一緒に遊ばせながら情報交換や相互援助を行う姿もみられます。

食育、情操教育(図書館での読み聞かせ等) 自然体験などを経験させたいという考えから、子どもの育ちや子育てをサポートするNPO活動やボランティア活動が盛んになってきています。

市は、子どもを遊ばせながら育児に関する相談や情報提供を行う支援の場として「逗子市子育て支援センター(平成14年12月~)」を開設しました。平成16年度からは働く人も利用できるよう、土曜日も開いています。

乳幼児の親子遊びの場としては、「子育て ROOM 陽だまり」(逗子市社会福祉協議会:月1回) 学校の余裕教室を活用した「ほっとスペース」(逗子小・小坪小で週3回) などがあります。

社会福祉協議会では、市内の子育てに関する総合情報誌として「子育て情報」を編集・発行しています。

もっと自然のなかで遊ばせたい・子どもどうして遊ばせたい!

幼い子どもたちの遊び場は、公園、友だちの家、海辺などです。保護者は、子どもにもっと「自然とのふれあい」「子どもどうしの遊び」をさせたいと考えています。

逗子市の子育て環境については、約半数の保護者が「子育てしづらい」と感じています。とくに、乳幼児・小学生の「遊び場」が不足していると考えています。

地元(小中学校の学校区ぐらい)のまちの子育て環境については、「自然とのふれあい環境」に対する評価は比較的高いものの、「防犯等の安全性」では過半数が「不安」と答えています。



3 青少年の生活と意識（小学校高学年～高校生を中心に）



部活動や塾で忙しい子どもたち。「友だち」は大事。「勉強や進路」が不安と感じています

3人に1人は市外に通学しており、とくに高校生は8割近くが市外に通学しています。放課後や土、日曜日は、小学生では「友だちと遊ぶ」、中高生では「部活動」が中心で、塾や習い事に通う子どもも少なくありません。高校生は「部活動」のほか「アルバイト」もみられます。小学生は「もっと友だちと遊びたい」、中高生は「もっとゆっくり寝たい・休みたい」と考えています。小中学生にとって「家庭」は、「家族と一緒にいられるところ」であり「自分を守り育ててくれるところ」、高校生は「休みくつろぐところ」と捉えています。「学校」は、第一に「友だちと一緒にいられるところ」、第二に「先生に勉強を教わる場所」です。逗子市の公立中学・高校に通う子どもに「自慢できること」を聞いたところ、中学生はスポーツや学業などの活動や成果を多くあげ、高校生では「友だち」との回答も目立ちました。中高生にとっての現在の悩みは、「勉強」や「進路」についての不安がとくに大きくなっています。相談先は、1位「友だちや先輩」（年齢が高いほど高率）、2位「母親」（小学生では1位）に集中しています。

地域のなかで「もっとさまざまな活動をしたい」と考えています

子どもたちの「近所づきあい」は、「あいさつするくらい」が半数近く、「いさせてもらえる家がある」が約2割で、年齢が高くなるにつれて近所づきあいをしなくなる傾向がみられます。「地元のまちでよくしていること」は、子どもどうしの遊び、塾通いや習い事、スポーツ活動、祭りなどへの参加が多くあげられていますが、年齢が高くなるにつれて「特になし」と答える子どもが多くなっています。逗子市は、子ども会の活動が活発（平成15年6月1日現在47団体：会員約1,600名）です。また、市内の中学校や高校は、ボランティア活動や職業体験プログラムのなかで、地域との結びつきを重視し始めています。高校生では、アルバイトも重要な社会参加の機会です。「今後ボランティア活動に参加したい」との意向を示す子どもが3人に1人程度の割合で見られます。とくに「小さい子どもと遊んであげる活動」に関心が集まっています。子どもたちは、地元のまちで、子どもどうしでの遊び、スポーツ、自然とのふれあい、さまざまな人との交流といった希望をもっています。とくに、高校生では仕事・アルバイトなど、さまざまな活動を「もっとしたい」と考えています。

自然豊かな逗子が好き。青少年の8割が「将来も逗子に住み続けたい」と考えています

逗子市の青少年の半数近くが、自分の代から逗子市に居住を開始しており、そのなかで、7割以上の子どもが「逗子が好き」と答え、約8割が逗子市に「住み続けたい」と答えています。子どもたちからみた逗子市のイメージは、「自然が豊か」で「ゆったりしている」ものの、「活気や人情はあまり感じられない」と映っているようです。子どもたちは、逗子市が将来も「人と自然が仲良く暮らす」「自然を第一に考える」まちであることを望んでいます。そして、将来の逗子市のために自らも「日ごろから自然やまちを大切に」「地元のことを知り関心を持つ」ことをしていきたいと考えています。

大人になるのは楽しみ。高校生の9割が「将来は子どもを持ちたい」と考えています
多くの子どもたちにとって、大人になることは「楽しみだが不安」なことです。大人になることで楽しみなのは、「好きな仕事をする」「自分でお金を稼ぐ」「車の運転ができる」ことで、「結婚」や「子どもを育てる」ことはこれらに次いでいます。

逗子市内の公立高校に通う高校生の多くが、「結婚」は「したい」「楽しみ」(各3割)と考えていますが、「したくない」「不安」(各1割弱)との意識もみられます。一方、「子ども」は、約9割が「持ちたい」と答えています。

高校生は、子育てと仕事の両立のために、「夫婦相互の協力」「家族の協力」を中心に、「保育園など子育て環境の充実」「職場のバックアップ」「隣近所の支援」も大事だと考えています。



4 要保護児童への取組みと安全の確保



障害児は増加傾向にあります

障害児の数の推移をみると、身体障害児、知的障害児共に増加傾向にあります。

逗子市では、健診時の発達相談や療育相談室での相談、就学前障害児の通園事業などを行っています。また、保育所、幼稚園、小中学校、ふれあいスクールや学童クラブでは、対応可能な範囲で障害児を受け入れています。あわせて、公共施設のバリアフリー化を進めるなど、障害児の参加機会の確保を図っています。

児童虐待が増え、防止のためのネットワークを立ちあげています

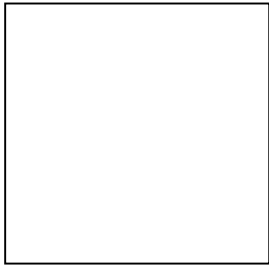
児童虐待についての相談機関への相談件数が最近増えてきています。児童虐待など人権侵害に遭うおそれがある子どもに対しては、その環境からすぐに子どもを救うとともに親のケアも必要となります。

逗子市では、県横須賀児童相談所と共同して、平成14年度に「逗子市児童虐待防止ネットワーク」を設置し、関係機関との連携により育児不安への対応、児童虐待等の防止、早期発見と迅速な対応を図っています。

青少年をめぐる社会的な問題への関心が高まっています

逗子市は、青少年を有害な環境から守ってきたまちであり、凶悪な少年犯罪などは発生していません。しかし、不登校やいじめ、若者の社会的ひきこもりの増加、インターネット上の犯罪（出会い系サイトを利用した犯罪、ネット犯罪、不正請求等）などへの不安は、逗子市でも例外ではありません。定職につかない若者の問題にも関心が高まっています。

子どもを犯罪から守る活動については、県レベルで「スクール・ポリスネット事業」（教育機関と警察とのホットライン）や「安全・安心まちづくり指導員派遣事業」などが進められています。逗子市では、「子ども緊急避難所」などの防犯ボランティア活動の支援や教師の防犯講習への参加、公園アダプトプログラムの推進などの防犯対策に力を入れてきています。



計画の基本的な考え方

扉裏面

計画の基本的な考え方

1 基本理念

逗子市は、次世代育成支援対策のあり方について、次のように考えています。

(1) 子育ての主体は親 地域全体で子育て・子育てを応援できるまちとなるように

これまで、子育て家庭に対する施策については、「悩みや問題を抱えている子育て家庭に対して行政が手を差し伸べる」というイメージが強く、「地域社会全体ですべての子育て家庭を支えていく」という視点が十分とは言えない状況にありました。しかし、これからは、親が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、子育て家庭をまち全体で温かく見守り、市民相互が必要なときには必要な手助けを行っていくことが大切です。

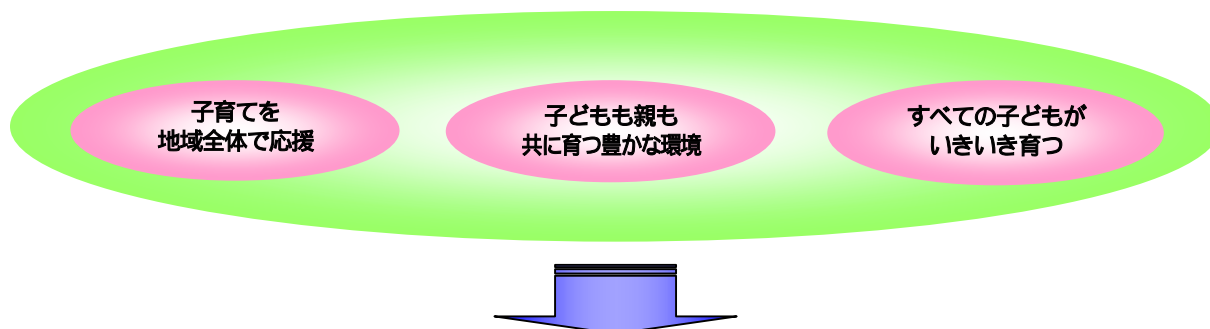
(2) まち全体が、子どもも親も共に^{はぐく}育まれる豊かな環境となるように

まちの構成要素である「自然」「街」「人」すべてが、子どもにとって豊かな遊びと学びのための環境となり、子どもの「興味」「体力」「生きる力」を^{はぐく}育ていけることが大切です。また、子どもが日々成長していくように、親自身も日々の子育てを通じ、親として成長していかなければなりません。子どもの育ちを応援するとともに、「親」や「これから親となる人たち」に対して成長や学習を支援していくことが求められています。

(3) すべての子どもがいきいきと幸せに^{はぐく}育まれるように

すべての子どもが、生命と人権を尊重され、いきいきと幸せに育つことが保障されていなければなりません。私たちのまちで生まれ、育っているすべての子どもは、障害の有無や家庭環境などのいかにかわらず、主体的に生き、また、生き抜いていく力を身に付けるためのサポートを受ける権利を持っています。私たち一人ひとりがこのような意識を持つことにより、すべての子どもが幸せに育つことを応援するまちをつくっていきます。

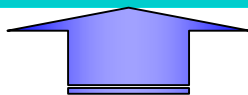
以上の考えをもとに、この計画の基本理念を次のとおり設定しました。



みんなでスクラム 子育て・子育て応援都市 逗子

2 基本目標

基本理念を実現するため、次のようなことを基本目標に定めます。



基本目標1 まち全体で子育てを応援します

若い人々は、子どもを産み育てることへの夢と確かな自信を、子育て中の男女は、家庭・地域・職場でいきいきと活躍できるようなまちを、市民と共につくっていきます。

基本目標2 まちを生かした豊かな遊びと学びの環境を整えます

逗子市の豊かな自然環境や市民の力を生かし、子どもが心身共にたくましく生きる力と豊かな人間関係を培い、子ども自身もまちづくりに主体的に関わっていくことができるよう、さまざまな活動・体験の機会と環境づくりを進めます。

基本目標3 すべての子どもがいきいきと育つよう支援します

すべての子どもが自分を愛^{いっく}しみ、豊かな可能性を伸ばしながら育つ権利があります。障害の有無や家庭環境などのいかにかわらず、まちのなかでいきいきすごし、大人になる夢^{はぐく}を育むための環境づくりと適切なサポートをしていきます。

基本目標4 安心して子育てができるまちづくりを進めます

安全で安心なまちであることは、大人も子どもも市民共通の願いです。まちのバリアフリー化、交通安全、防犯など、子どもや子連れの親が安心して、のびのび活動できるような環境づくりを進めます。

(1) 基本目標1 まち全体で子育てを応援します

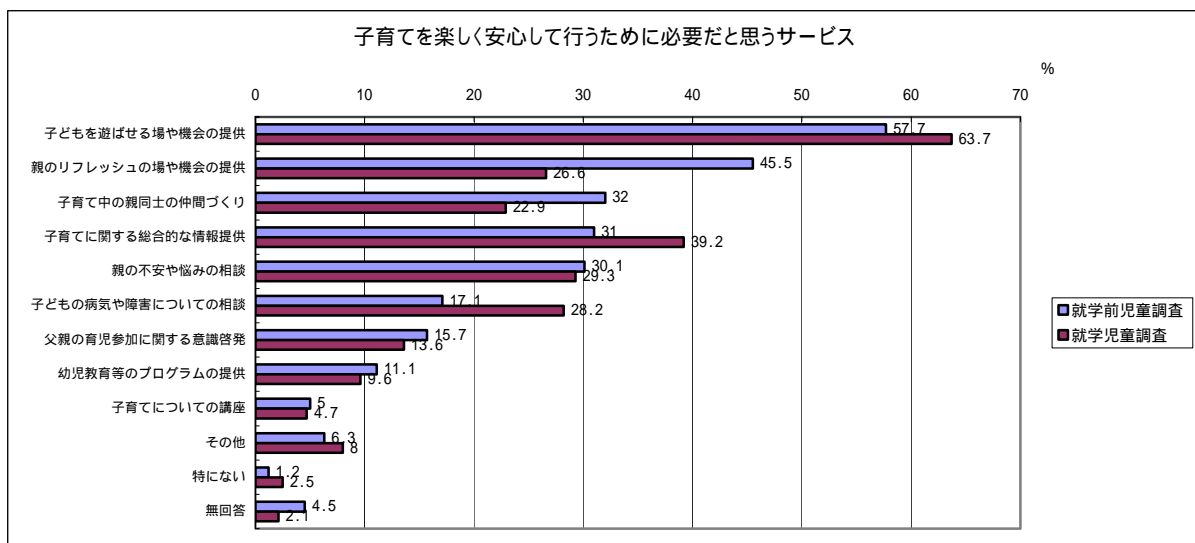
【現状と課題】

核家族のなかで育った親たちは、小さな子どもの世話をするといい経験が不足しがちで、初めての妊娠・出産・子育てに戸惑ったり、また、他地域から移ってきて子育てを始める人も少なくなく、慣れない地域で孤立感を抱くこともあります。さらに、親になることは楽しみな反面、自分の健康、経済面、仕事との両立などで不安を抱えています。

子育て中の市民は、育児に関し「父母同じが理想」と考えていますが、実際には大きく母親に分担が偏っています。「自分のための時間が持てない」ことが母親の育児ストレスの原因となっており、子どもの育ちにおける父親の存在の希薄さが問題視されています。子育て中の市民は、子育てを楽しく安心して行うために、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」と「親のリフレッシュの場や機会づくり」などが必要と考えています。

逗子市では、親になる市民や乳幼児の心身の健康を見守るため「両親教室」「妊婦・乳幼児健診」「訪問活動」などに力を入れています。「保育所」(就学前)や「放課後児童クラブ(学童クラブ)」(就学後)「ファミリーサポートセンター事業(平成13年～)」が託児ニーズにこたえているほか、親子遊びの場として「ほっとスペース」や「子育てROOM 陽だまり」(社会福祉協議会)などがあり、子育てサークルなどの自主活動や、市民による子育て支援ボランティア・NPO活動が活発化しています。また、育児に関する情報提供や相談業務については、「逗子市子育て支援センター(平成14年～)」を設置しており、問題を把握するネットワークとしても大きく前進しています。

今後は、親の育児ストレスの予防や解消に一層力を入れる必要があります。子育ては、社会的な広がり自分自身が人間として成長していく時期でもあります。男女の多様化するライフスタイル(ひとり親家庭の増加、就労形態の多様化等)や就労以外の理由(保護者の心身の健康、急用、就学、リフレッシュ等)に対応した保育サービスの充実、若いころから自らと子どもの心身の健康を主体的につくる力を育むための指導・学習機会の充実などに力を入れる必要があります。そして何より、子どもや子育て家庭を温かく包む市民の視線、まち全体で子育てを応援する姿勢が重要となっています。



資料：次世代育成支援に関するアンケート調査

【施策の方向】

1. 「子育ての主体は親」との基本的な考えから、若い人が夢と自信を持って親になり、子どもの保護者になって、自らも健康的に子育てに取り組めるよう、母子保健や保育サービスを一層充実して「妊産婦、乳幼児等とその家族の安心を支える環境づくり」に力を入れ、子育ての当事者はもとより市民が連携しながら「子育て情報の整備と提供」や「子育て相談の充実」に努めます。
2. 子どもが、安心して遊び、子育て中の市民がまちのなかで自由に交流できるよう「親子遊びの場づくり」を進め、「育児ストレスへの対応」(問題の発見・予防・解消)に力を入れます。
3. 親子がまちのなかで孤立することなく、市民のさまざまな力を子育てに生かしていくため、「地域にある『施設サービス』と『市民の力』との連携」の仕組みづくりを強化していきます。子どもや子育て中の親が既存のさまざまな支援(サービス)を有効に活用できるようにし、また、子育てに関わる専門家や機関のネットワーク化を図り、まちの力を結集していきます。
4. 「保育支援ニーズの多様化に対する保育所や幼稚園の機能拡充」を図っていきます。
5. 子育て中の市民が、のびのびと生活や仕事を行い、社会のなかでいきいきと活躍していくことができるよう、企業や地域住民などにも働きかけながら、「男女の多様な働き方に対する支援」「父親の育児参加の促進」を図っていきます。

【目標像】

乳幼児や子育て中の親の心身の健康を見守り、困ったとき・不安なときはいつでも情報検索や相談ができるバックアップ体制があり、安心して子育てすることができます。

多様な保育サービスを必要に応じて利用でき、共に支えあう保育環境があり、ゆとりをもって子育てに取り組むことができます。

まちのなかでさまざまな人々と交流しながら、親子が共にいきいきと、たくましく自らを育み、孤独を感じることもなく、子育てや社会と主体的に関わることができます。

男女が、子育てと仕事の双方を楽しんでいます。豊かな自然が、心豊かな生活や子育ての環境として生かされ、逗子市で子育てをする若者が増えています。

(2) 基本目標2 まちを生かした豊かな遊びと学びの環境を整えます

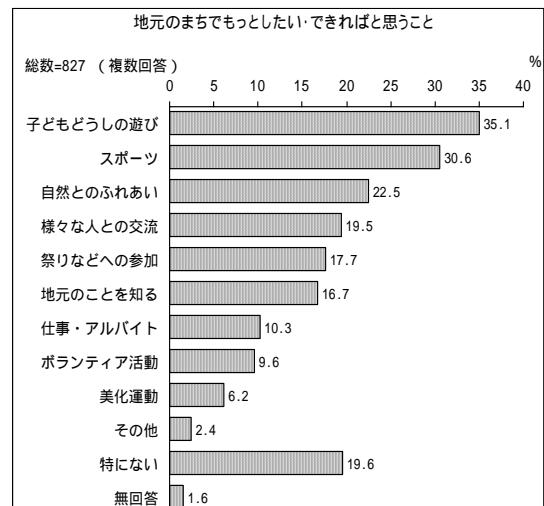
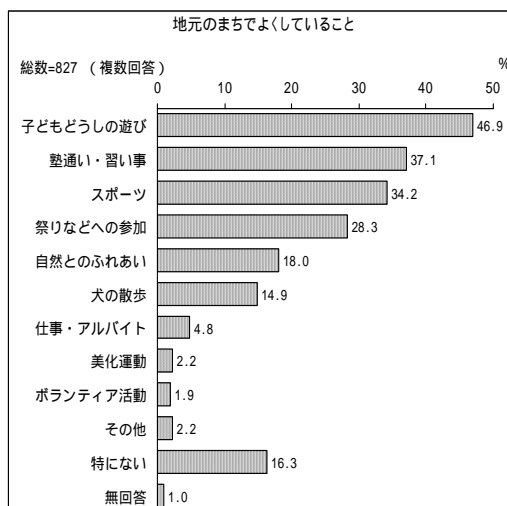
【現状と課題】

逗子市の青少年の半数近くが自分の代から逗子市に居住を開始していますが、ほとんどの子どもが「逗子が好き」「ずっと住み続けたい」と考えています。子どもどうしの遊びや勉強、スポーツなどに積極的に取り組み、大人になることにも意欲的です。本来、子どもたちはまちのなかでのびのびと遊び、そして学び、まちの一員として元気に力を発揮することが期待される存在です。しかし、最近では、安全に遊べる場所、自由に使える時間、活動に参加する機会などが得にくくなっています。小学生のころは子ども会活動、地域行事への参加なども活発ですが、年齢が高まるにつれて地域とのつながりが希薄になる傾向もみられます。

逗子市では、小学生の放課後の居場所として「ふれあいスクール(平成11年～)」があるほか、「放課後児童クラブ(学童クラブ)」も放課後の居場所として機能しています。地域での自主活動では子ども会も盛んで、最近では子どもを対象とする自然体験、文化・スポーツクラブ活動なども活発化しています。場所としては、図書館、青少年会館、市立体育館、野外活動センター、公民館などが利用されています。学校でも、職業体験や福祉体験を学習プログラムに積極的に組み入れ始めています。また、「すこやか健診」(小4対象)など、生活習慣病予防を視野に子どもの健康チェックや指導を進めています。

どの年齢の子どもたちも、逗子市の自然やまちのなかで「もっと色々な経験をしたい」と考えています。青少年のなかには小さな子どもと交流したいという意向もみられます。しかし、中高生は部活動や塾通いなどで忙しく、疲れているようすが見受けられます。子どもにとって「友だちが大事」ですが、人間関係の作り方が苦手になってきているとの指摘もあります。異年齢の子どもどうしの交流も限られています。

今後はまちのなかで、幼児期から青少年期まで、学力や体力、人間関係を含め、一貫した全人的な人格形成ができるよう、「家庭」「保育・教育機関」「医療・保健・福祉機関」「地域」などが連携して、子どもの心身の健康、豊かな遊び・学び・体験を支援していくことが求められます。そこでは、子どもどうしの自主的な活動を促すとともに、子どももまちの一員として活躍し、それを通じてプレ社会人、プレ親として自信を持って成長していくための機会づくりが重要です。



資料：地域福祉についてのアンケート調査(青少年調査)

【施策の方向】

1. 子どもたちが主体的に自らを育て、育てあう拠点とするため、既存施設の活用を基本に、児童館機能を有する施設の整備を進めるほか、公園や学校体育施設の活用など、中高生などの遊び場を確保するための方策についても検討を進めるとともに、小学生の放課後の遊び場を確保するため「ふれあいスクール」を拡充していき、「児童・青少年の居場所づくり」の拡充に取り組んでいきます。
2. 共働き家庭やひとり親家庭など保護者が昼間不在である家庭の子どもの放課後における生活の場を確保するため、「放課後児童クラブ(学童クラブ)事業の推進」に取り組んでいきます。
3. 本来、まちのすべてが子どもを育てる環境との考え方に立ち、豊かな自然に恵まれた環境のなかでのびのびと、多様な活動・体験をしながら次代の市民として育っていけるよう「逗子のまちそのものを豊かな遊びと学びの場とする仕組みづくり」を市民と共に進めていきます。
4. 子どもが将来にわたり人間らしく生きていく力を育むために、発達段階に応じた支援と、食育や疾病予防などの「健やかな心身の育成」に努めます。また、人間形成を担う「幼児教育の充実」に一層力を入れるとともに、幼いころから青少年期までの成長段階に応じた効果的な育み、異年齢どうしの子どもの育てあいを実現していくため、「教育・保育等子育て関連施設の連携による学びの充実」「乳幼児とのふれあい交流の推進」に努めます。さらに、青少年期から親になる力を育むため、思春期保健対策の充実にも努めるとともに、市民、関係機関、市が連携して「学校・家庭・地域でのプレ親教育の推進」に取り組んでいきます。

【目標像】

放課後を安心してすごせる「居場所」があり、そこを拠点に豊かな子ども社会を築き、自分の育ちや互いの育てあいが展開しています。

子どもたちは、自然豊かな逗子の環境のなかで、のびのびと遊び、さまざまな体験をしながら、心身を鍛え、自然や人、地域文化を大切にすることを学んでいます。

子どもたちは、まちの一員としてさまざまな活動に参加し、やさしさと元気にあふれたまちづくりに貢献しながら、プレ社会人、プレ親としての力を育んでいます。

「家庭」「保育・教育機関」「医療・保健・福祉機関」「地域」が連携し、子どもの心身の健康、学力や生きる力の育みをバックアップしています。

(3) 基本目標3 すべての子どもがいきいきと育つよう支援します

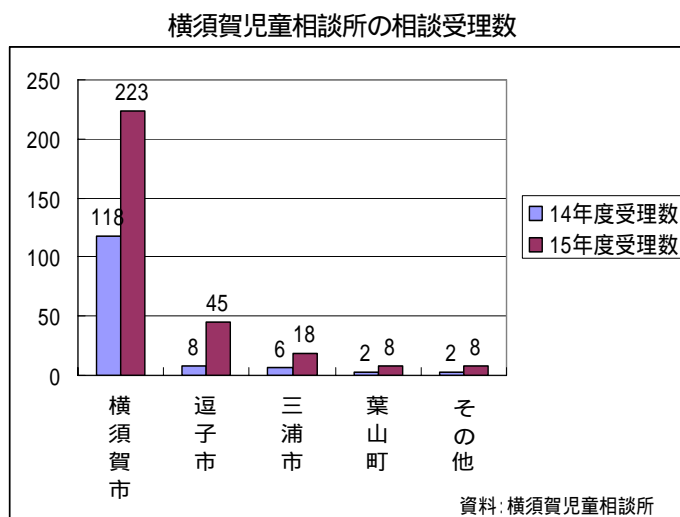
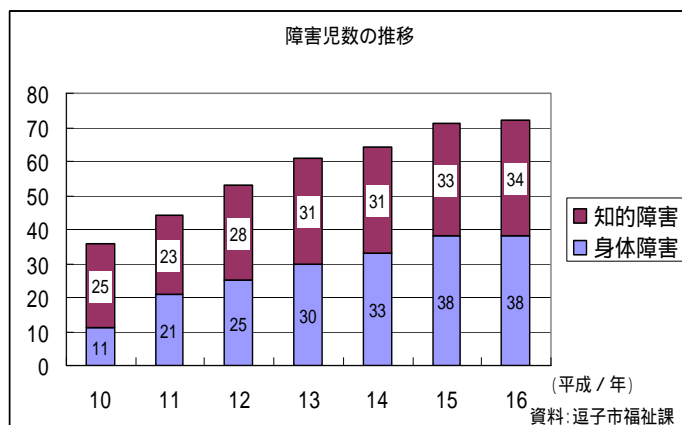
【現状と課題】

逗子市では、障害児の数が年々増えてきています。市では、保育所、幼稚園、小中学校で可能な範囲で障害児を受け入れるとともに、就学前児童については、通園事業（親子教室）や相談事業（療育相談室）を実施しています。また、保護者や支援者のネットワークによる共に育てる活動もみられます。

離婚の増加などにより、ひとり親家庭が増加しています。また、子育て家庭の孤立や育児ストレスなどによる児童虐待も増加しています。逗子市でも児童虐待に関する相談件数が急増しており、子どもだけでなく親（子育て家庭）のケアが必要なケースも増える傾向にあります。市では、子育て支援センターや地域保健活動、虐待防止ネットワークの設置などを中心に対応力を強めています。

子どもの不登校、いじめ、若者の社会的ひきこもり、非行などへの心配・不安は逗子市においても例外ではありません。携帯電話やインターネットに問題行動の落とし穴が潜んでいることもあります。

今後は、家庭・学校・地域など社会のさまざまな力を結集し、子どもの健やかな育ちを阻む問題から子どもたちを守る力を一層強める必要があります。また、障害の有無や家庭環境のいかにかわらず、すべての子どもがのびのびと遊び、学ぶことのできる学校や地域の環境づくり、障害児がいる家庭やひとり親家庭への配慮を一層進めていく必要があります。



【施策の方向】

1. すべての子どもが健やかに、かつ、可能性を伸ばしながら育つ権利があるとの考え方に立ち、まちや学校、さまざまな専門機関や人材が力を結集し、児童虐待の防止をはじめとした「子どもが健やかに育つ環境づくり」に取り組み、心身のケアなど「保護が必要な子どもと親への対応」にも力を入れて、子どもたちを守っていきます。
2. 子どもの障害や病気に対して適切なケアやリハビリテーションを進めていくとともに、たとえ障害や病気などがあっても、さまざまな体験・交流をしながら、将来への可能性を育ていけるよう、学校や地域で「すべての子どもを受け入れる環境づくり」を進めます（ハード面、ソフト面、意識づくりなど）。
3. 障害児がいる家庭が、子どもを育てる喜びを実感しながら社会のなかでいきいきと生活していくことができるよう、「障害児がいる家庭への支援」を進めるとともに、共育などを通じてまち全体が心豊かに生きていく「障害児を支える社会的連携づくり」を重視していきます。
また、ひとり親の育児負担を軽減し、社会的な孤立を回避する「ひとり親家庭への自立支援の推進」により、子どもと親の安心で健やかな生活を支援します。

【目標像】

すべての子どもが、まちや学校、さまざまな大人の力に見守られ、健やかに育つ力を阻まれることなく、安心して日々をすごし、将来に夢を描くことができます。

障害の有無や家庭環境などのいかにかわらず、すべての子どもが地域のなかでいきいきすごし、豊かな体験・交流のなかで可能性を伸ばしながら大人になっていきます。

障害児がいる家庭、ひとり親家庭が、社会的な連携のなかで、子どもを育てる喜びを実感しながら社会のなかで生活しています。

子どもを見守る活動や共育を通じ、共に生きる心豊かなまちがつくられていきます。

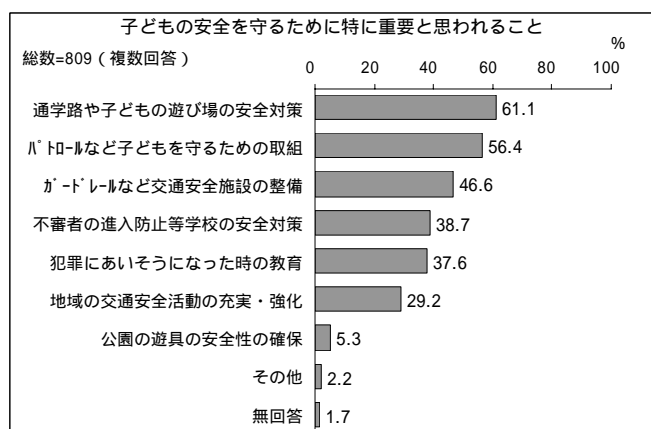
(4) 基本目標4 安心して子育てができるまちづくりを進めます

【現状と課題】

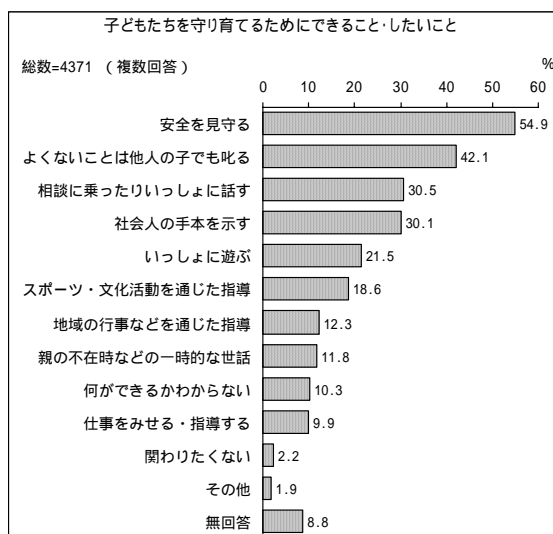
幼い子どもを育てる市民は、子どもと一緒にまちのなかで自由にさまざまな活動をしたい、子どもを街や公園で安全に遊ばせたいと考えています。小学校低学年の子どもを育てる保護者は、子どもの安全を守るために「通学路や子どもの遊び場の安全対策」「パトロールなど子どもを守るための取組み」が重要と考えており、とくに最近では防犯への関心が高まっています。

県では安全・安心まちづくり事業(平成16年～)のなかで子どもの防犯にも力を入れています。逗子市では、公共施設や学校のバリアフリー化を推進し、学校やPTAは、学校・通学路の交通安全や防犯に力を入れてきました。また、子どもを犯罪や事故から守るために「危機管理」による「安全」を戦略的に取り組むべき課題と位置付けています。市民も、子どもたちを守り育てるために「できること・したいこと」の第一に「安全を見守る」をあげています。

今後も、多くの施設や交通機関においてバリアフリー化が進められる必要があります。また、子どもを犯罪や交通事故などから守るため、市や警察をはじめとする関係機関・団体・地域が一体となって協力し、まち全体で安全・安心のネットワークを整備する必要があります。また、青少年がまちの防災・防犯・安心な環境づくりに力を発揮していく方向づけも必要です。



資料：次世代育成支援に関するアンケート調査(就学児童調査)



資料：地域福祉についてのアンケート調査(一般市民調査)

【施策の方向】

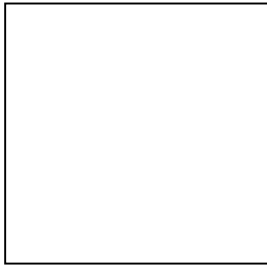
- 1．子育て中の親が幼い子どもと共に社会参加・活動できるまちづくりを進めるため、公共施設や民間施設のバリアフリー化、子育てに便利な情報提供の充実など、市民・子育ての当事者が力を合わせて「子育てバリアフリーの推進」に取り組んでいきます。
- 2．自分の安全は自分で守る、子どもの安全は親が守る、一人ひとりが安全の備えと社会的マナーを守って、事故を防止するという自覚を育むため、今後とも「交通安全教育の推進」に力を入れていきます。また、家庭、学校、公共・民間の施設、消防や警察などのさまざまな機関、市民、子ども自身が総力をあげて、犯罪などから子どもとまちを守る「防犯体制の強化」を進めていきます。

【目標像】

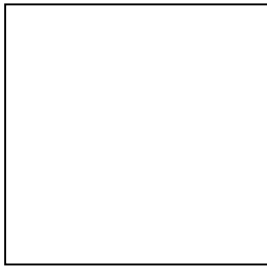
施設のバリアフリー化と助けあいの輪が広がるまちのなかで、ベビーカーなどを利用する人や幼い子を連れた人が、安全・自由に外出し、さまざまな活動に参加しています。

危険なときは身を守ってくれるまち、あたたかい声かけのあるまちがあり、子どもたちが安心してまちのなかですごしています。そのなかで、子どもたちも、まちの安全を見守る主体として力をつけています。

交通安全教育や防犯教育などを通じ、子どもたちが自らの身を守る力をつけるとともに、社会人としてのマナーが育まれています。



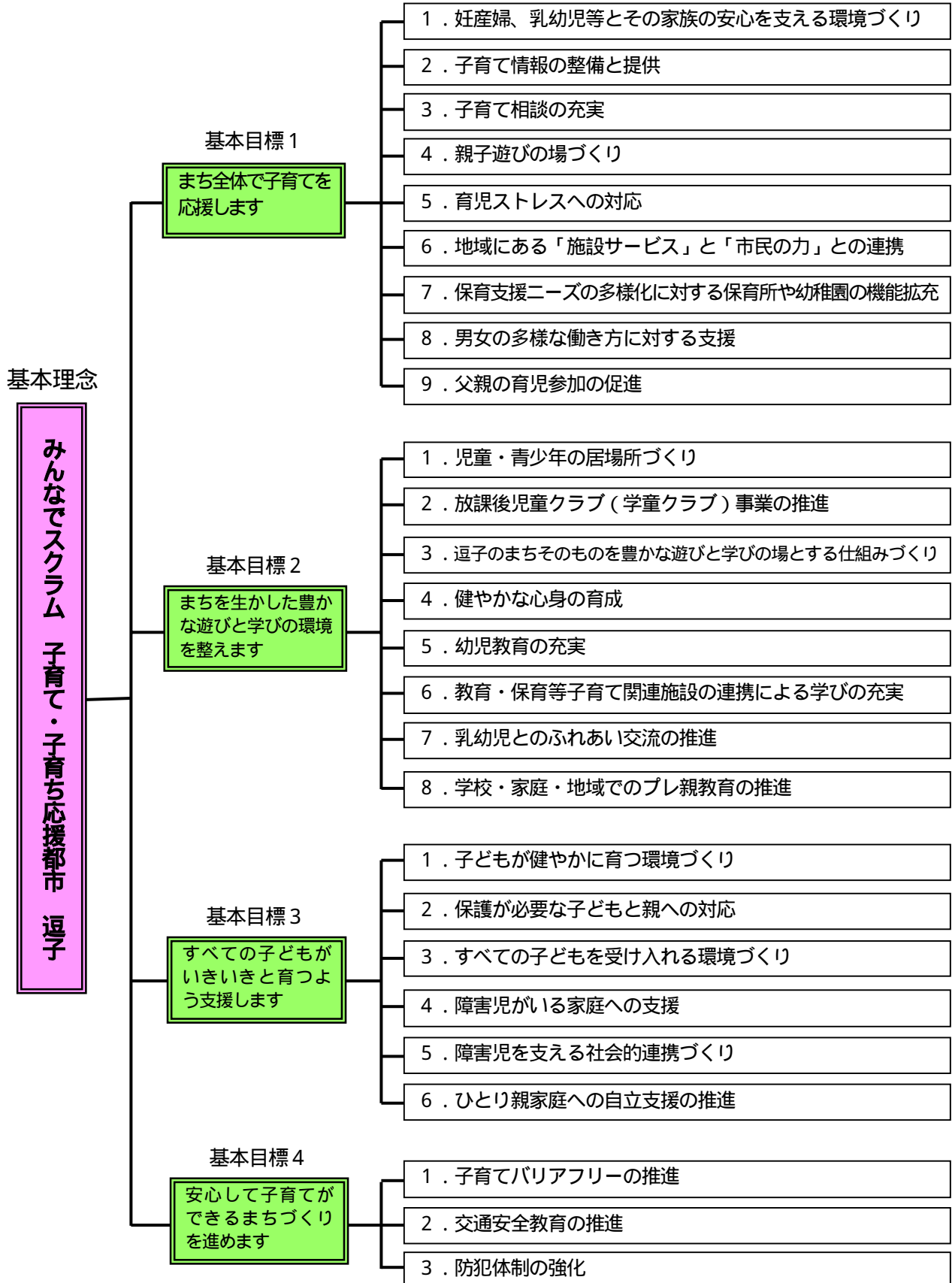
施策の体系



分野別行動計画

施策の体系

逗子市が今後の5か年で進める施策の体系は、次のとおりです。



分野別行動計画

基本目標 1 まち全体で子育てを応援します

1. 妊産婦、乳幼児等とその家族の安心を支える環境づくり

| 行 動 計 画 | 内 容 | 関連所管課 | 区分 |
|-----------------------|--|--------------|----|
| 妊産婦、新生児・乳幼児家庭への訪問指導活動 | 保健師、看護師（助産師）の、妊産婦・新生児・乳幼児母子への訪問活動を引き続き行います。 | 市民健康課 | 継続 |
| 育児教室、両親教室等の学習機会の充実 | とくに初めて親になる人々に対して、健診や相談とともに、育児のノウハウや親になる心構え、市のサービスの紹介などを行います。 | 市民健康課 | 継続 |
| 民生委員児童委員、主任児童委員の活動の充実 | 子ども・子育て家庭の見守りなど、関係機関・団体との連携を図り、子育て支援に力を入れた活動を促進します（行事参加、研修等を含む）。 | 社会福祉課 | 継続 |
| 医療費助成 | 小児の医療費の助成を継続して実施します。 | 福祉課 | 継続 |
| 「逗子市母子保健計画」の推進 | その他の母子保健に関する施策については、基本的に「逗子市母子保健計画」によるものとし、適宜本計画との連動を図ります。 | 市民健康課 福祉課 | 継続 |

2. 子育て情報の整備と提供

| 行 動 計 画 | 内 容 | 関連所管課 | 区分 |
|--------------------------------------|---|-------|----|
| 子育てに役立つさまざまな情報の収集、編集、発信等を一元的に行う体制の整備 | 「子育て情報誌」「陽だまり」などの既存の子育て情報誌や子育て関連機関と連携を図り、子育てに役立つさまざまな情報を一元的に収集、編集、発信していきます。 | 福祉課 | 拡充 |

3. 子育て相談の充実

| 行 動 計 画 | 内 容 | 関連所管課 | 区分 |
|------------------------|---|------------------------------|----|
| 子ども相談室の設置 | 子どもに関する一義的な相談窓口を開設するとともに、さまざまな施設・機関で受け付けた相談情報を一元化し、個人情報保護しながら、専門機関等に橋渡ししていけるようにします。 | 福祉課 | 新規 |
| 子育て支援センターの相談業務の拡充 | 子育て支援センターの相談業務の充実とともに、地域巡回相談等を行います。 | 福祉課 | 拡充 |
| 保育所、幼稚園による子育て相談の充実 | 他の相談機関との連携を図りながら、市内の保育所、幼稚園による子育て相談事業を拡充していきます。 | 福祉課 保育所 学校教育課 生涯学習課 | 拡充 |
| 子育ての先輩父母による支援ネットワークづくり | 子育て経験者等の子育てサポーターの養成・配置、ピアカウンセリングの場づくり、先輩父母との交流機会づくりを進めます。 | 福祉課 市民健康課 | 新規 |

4．親子遊びの場づくり

| 行 動 計 画 | 内 容 | 関連所管課 | 区分 |
|---------------------------------------|--|--|----|
| 親子遊びの場の整備と連携 <i>基本目標2の1と関連</i> | 親子遊びの場づくりのセンター的機能を担う場を児童館機能を有する施設内に整備します。また、「子育てひろば(子育て支援センター)」「ほっとスペース(ふれあいスクール事業)」「子育てROOM 陽だまり(社会福祉協議会)」「親子広場(育児サークル連絡協議会)」等の事業の効果的な連携・連動を図ります。 | 福祉課 市民健康課 生涯学習課 | 拡充 |
| 子育てサークル、親子遊びイベント等への支援 | 子育てサークルへの支援を継続するとともに、育児サークル連絡協議会や保育所、幼稚園と連携した親子遊びのイベントなど参加の場づくりを促進します。 | 福祉課 保育所 市民健康課 学校教育課 | 拡充 |
| 世代間交流による豊かな遊びの機会づくり | 生涯学習活動、高齢者の生きがいづくり関連事業、地域育児センター事業等において、「世代間交流」による遊びの機会づくりを推進します。 | 福祉課 介護保険課 高齢者センター 保育所 学校教育課 生涯学習課 | 拡充 |
| 逗子の自然を親子で楽しむプログラムの充実 | 子ども自然体験支援事業や子ども体験活動支援事業を通じ、地域資源の発掘・活用を図り、逗子の自然を親子で楽しむプログラムの充実化を進めます。また、子ども情報誌の発行など、子どもと家族の遊び・学びに関する情報提供を推進します。 | 生涯学習課 | 拡充 |
| 親子で楽しめるまちなかのプログラムの充実 | 親子で楽しめるコンサート施設、スポーツ施設、食堂等の施設整備とこれらの利用に係るプログラムの充実を図ります。 | 緑政課 生涯学習課 文化ホール 逗子アリーナ | 拡充 |
| 公園などの遊び場整備 | 市内の街区公園を地元自治会・老人会・子ども会も参加して整備、公園アダプト・プログラムにより住民との協働で管理するほか、安全・快適な遊び場づくりを進めます。 | 緑政課 | 継続 |

5．育児ストレスへの対応

| 行 動 計 画 | 内 容 | 関連所管課 | 区分 |
|-------------------------------------|--|------------------------------------|----|
| 乳幼児の親の集い・交流の場づくり | 親子遊びの場づくりと併せて、子育て中の市民どうしの交流を促進します。 | 福祉課 市民健康課 生涯学習課 など | 拡充 |
| レスパイト機能の確保 <i>基本目標1の7と関連</i> | 就労以外の理由で一時的に利用できる保育サービス(一時保育)を拡充します。また、託児サービス付きの趣味・教養講座、子育て中の親に対する健康リフレッシュ事業(心身もみほぐし、健診等)を実施します。 | 福祉課 保育所 市民健康課 生涯学習課 など | 新規 |
| 母親の社会参加の場づくり | 審議会・協議会等への参加支援(託児制度)を進めます。 | 福祉課 市民課 | 新規 |
| 相談機能の拡充 | 子ども相談室が行う専門機関への橋渡しに加え、子育てサポーターなどによる仲間づくりや集いへの誘い、ピアカウンセリングなど柔軟な対応を図ります。 | 福祉課 | 拡充 |

6. 地域にある「施設サービス」と「市民の力」との連携

| 行 動 計 画 | 内 容 | 関連所管課 | 区分 |
|---|--|--|----|
| ファミリーサポートセンター機能の拡充 <i>基本目標1の5と関連</i> | 障害児や病後児に対する対応、外国語対応等が可能な支援会員の確保を図ります。また、利用料負担の軽減、所得や利用時間に応じた利用料の設定等の見直しを図ります。 | 福祉課 | 拡充 |
| 病後児の保育支援 | 医療機関やファミリーサポートセンターと連携した保育支援への体制づくりを進めます。 | 福祉課 市民健康課 | 拡充 |
| 生涯学習等と保育・教育施設、子ども会、子育てサークル等の連携 <i>基本目標1の4と関連</i> | 「ブックスタート事業」や「おはなし会」等の図書館活動事業や他の生涯学習活動と保育・教育施設、子ども会、子育てサークル等との連携を推進します。 | 福祉課 保育所 市民健康課 学校教育課 生涯学習課 図書館 | 継続 |
| NPO等の活動支援 <i>基本目標1の1と関連</i> | 子育て家庭の支援に関わるホームヘルプ、配食、食育等の活動や事業を行うNPO、ボランティアグループ等に対する支援を行います。 | 市民課 福祉課 市民健康課 | 拡充 |
| 地域の力を生かした子育て支援施策の展開 | 子育て関連機関相互の連携方法を検討していくとともに、イベントなどさまざまな機会を捉えて地域の理解促進や市民の力の導入を図っていきます。 | 福祉課ほか | 拡充 |
| 商店街や企業での保育サービスの促進 | 利用客向けの託児サービスや親子遊びの場づくりにおける場所の確保への協力など、商店街や企業での保育サービスを促進します。 | 福祉課 経済観光課 | 拡充 |
| さまざまな施設を活用した子育て支援施策の展開 | 公園、図書館、体育館、公民館、学校、保育所、幼稚園、民間事業所等の施設を子育ての視点で活用していけるような仕組み・プログラムづくりを推進します（イベント開催、バリアフリー化、親子遊びの場づくりとの連動等） | 福祉課ほか | 新規 |

7. 保育支援ニーズの多様化に対する保育所や幼稚園の機能拡充

| 行 動 計 画 | 内 容 | 関連所管課 | 区分 |
|---|--|------------|----|
| 保育所における保育サービス（定期的な保育）の充実 | 就学前児童の保護者の就業ニーズや就業日時の多様化などに対応した保育サービスの充実化を図ります。 <重点施策> 通常保育定員の拡大 H16：600名 H21：630名 休日保育の開始 H16：0名 H21：20名 延長保育の継続実施 H16：150名 H21：150名 | 福祉課 保育所 | 拡充 |
| 必要な時、不定期・一時的に利用できる保育サービスの充実 <i>基本目標1の5、 基本目標3の2と関連</i> | 就労以外の理由で一時的に利用できる保育サービスや保育所入所基準に満たない就労者に対する保育サービス等を実施します。また、保育所までの送迎サービスや託児所等の機能を備えた「保育ステーション」の整備、ひとり親家庭の出張時や緊急時等におけるショートステイ的な対応についてもその方策を検討します。 | 福祉課 保育所 | 拡充 |

| | | | |
|--|--|---------------------|----|
| | <p><重点施策></p> <p>一時保育の目標事業量 H16：10名 H21：20名</p> <p>特定保育の目標事業量 H16：0名 H21：10名</p> | | |
| 幼稚園の教育時間終了後の「預かり保育」の展開 <i>基本目標2の6と関連</i> | 幼稚園の教育時間終了後の「預かり保育」の展開を促進します。 | 学校教育課 | 新規 |
| 子育てに関する情報提供・交流事業への対応 <i>基本目標1の1, 3と関連</i> | 保育所・幼稚園が持つ情報や人材を生かし、地域育児センター事業などをさらに充実していきます。 | 福祉課 保育所 学校教育課 | 拡充 |
| 保育の質の向上 | 保育所の苦情解決体制を整備するとともに、サービス評価の仕組みの導入を進めます。 | 福祉課 保育所 | 拡充 |

8．男女の多様な働き方に対する支援

| 行動計画 | 内 容 | 関連所管課 | 区分 |
|-----------------------------------|---|------------|----|
| 就業時間に即した保育支援 <i>基本目標1の7と関連</i> | 休日保育の開始、延長保育の継続、ファミリーサポートセンター事業の充実などを図ります。 | 福祉課 保育所 | 拡充 |
| 柔軟な就業形態の促進 | 在宅勤務、フレックスタイム制、長時間労働の軽減など、柔軟な就業形態を企業に働きかけていきます。 | 福祉課 | 新規 |

9．父親の育児参加の促進

| 行動計画 | 内 容 | 関連所管課 | 区分 |
|---|---|--------------------|----|
| 父子参加イベント等の開催 <i>基本目標1の4と関連</i> | 父親が参加しやすい日時に配慮し、自然体験や伝承的遊び、スポーツ、父子料理教室など、父親の育児参加につながるイベントを開催していきます。 | 福祉課 生涯学習課 など | 拡充 |
| 父親向け学習機会の充実 <i>基本目標1の1と関連</i> | 育児教室や各種セミナーを開催し、父親の育児参加に係る学習機会の充実化を図ります。 | 市民健康課 | 拡充 |
| 父親の育児参加促進に関する企業等への働きかけ <i>基本目標1の8と関連</i> | 企業、地域住民等に、父親の育児参加の促進を働きかけていきます。 | 福祉課 | 新規 |
| 男女平等教育の推進 | 「ずし女性プラン」とも連携し、児童・生徒向けにも男女平等教育を実施していきます。 | 市民課 教育委員会 | 拡充 |
| 市男性職員による積極的な育児参加の実践 | (市の特定事業主行動計画と連動) | 職員課 | 拡充 |

基本目標2 まちを生かした豊かな遊びと学びの環境を整えます

1. 児童・青少年の居場所づくり

| 行 動 計 画 | 内 容 | 関連所管課 | 区分 |
|---|--|---------------------------|----|
| 中高生を含めた子どもの居場所づくり <i>基本目標1の4と関連</i> | 既存施設の活用を基本に、中高生を含む子どもの居場所として、児童館機能を有する施設を整備します。また、公園や学校体育施設の活用など、中高生などの遊び場を確保するための方策について検討します。 | 福祉課 緑政課 生涯学習課 など | 新規 |
| 青少年の自主活動の促進 <i>基本目標1の4と関連</i> | 児童館機能を有する施設を拠点に、子どもが自ら育ち、育てあうさまざまな活動が展開することを支援します（大学生の参加、高齢者や異年齢の子どもや親子との交流も含む）。 | 福祉課 生涯学習課 | 新規 |
| 「ふれあいスクール事業」の機能確立と全校実施 <i>基本目標3の3と関連</i> | ふれあいスクール事業（ほっとスペースを除く）は、小学生の放課後の遊び場確保を目的とした事業（児童館機能）としての役割を確立し、市立小学校全校での実施を目指します。 | 生涯学習課 | 拡充 |

2. 放課後児童クラブ（学童クラブ）事業の推進

| 行 動 計 画 | 内 容 | 関連所管課 | 区分 |
|---|---|-------|----|
| 放課後児童クラブ（学童クラブ）事業の推進 <i>基本目標3の3と関連</i> | 共働き家庭やひとり親家庭など保護者が昼間不在である家庭の子どもの放課後における生活の場を確保するため、全小学校区での実施を目指します。 <重点施策> 放課後児童クラブ（学童クラブ）の目標事業量 H16: 4か所 100名 H21: 6か所 150名 | 福祉課 | 拡充 |

3. 逗子のまちそのものを豊かな遊びと学びの場とする仕組みづくり

| 行 動 計 画 | 内 容 | 関連所管課 | 区分 |
|----------------------------|--|-------|----|
| 自然のなかで遊び、学ぶ仕組みづくり | 自然環境を生かした地域教材の発掘・活用を図ります。また、海の良さやヨット、ウィンドサーフィンなどのマリンスポーツの楽しさを実感できる体験学習、森や川など自然のなかでの野外活動を進めていきます。 | 学校教育課 | 拡充 |
| まちの力を生かした職業体験やキャリア教育の充実 | 商工会や青年会議所、業界団体と連携し、さまざまな施設や商店街などで青少年の職業体験やインターンシップ事業などを展開していきます。 | 学校教育課 | 新規 |
| 地域における伝承（伝統）的な文化の学校教育への取入れ | 地域の伝承（伝統）的な文化を学校教育に取り入れるなど、地域文化の継承、地域教育の推進を図ります。 | 学校教育課 | 拡充 |
| 学校教育における地域の人材の活用 | 地域の人材のネットワークを形成し、教育の充実と世代間交流の促進を図ります。 | 学校教育課 | 拡充 |
| 地域に根ざした特色ある学校づくりの推進 | 通学区域の弾力的運用とも連動させ、地域と連携した学習プログラムの展開など、魅力的な公立学校づくりを進めます。 | 学校教育課 | 継続 |

| | | | |
|----------------|---|-------|----|
| 家庭、地域、学校の連携・協力 | 開かれた学校づくりを目指し、ホームページや回覧板などで学校情報を発信します。また、学校評議員制度・学校教育支援ボランティア制度などを通じ、家庭、地域、学校の連携・協力を進めます。 | 学校教育課 | 拡充 |
|----------------|---|-------|----|

4．健やかな心身の育成

| 行 動 計 画 | 内 容 | 関連所管課 | 区分 |
|-------------------|--|----------------|----|
| 学校教育におけるスポーツ環境の充実 | 体育授業や運動部活動の充実（外部人材の導入など）を図ります。 | 学校教育課 | 継続 |
| 地域スポーツ活動の推進 | 体育団体の育成、スポーツイベントの振興、指導者の派遣、学校体育施設の開放などにより、児童・青少年のスポーツ活動を促進します。 | 生涯学習課 体育課 | 継続 |
| 学校教育における心身の育成 | 生涯にわたる心身の健康保持・増進に必要な知識や生活習慣などを身に付けさせる健康教育を推進します。また、豊かな心を育むため、道徳教育の充実を図ります。 | 学校教育課 | 継続 |
| 家庭における健康管理の支援 | 家庭教育手帳の配布・活用を継続して行い、また、学校保健教育や食育を担うNPO活動との連携を通じ、家庭における健康管理の支援を進めます。 | 学校教育課 市民健康課 | 継続 |

5．幼児教育の充実

| 行 動 計 画 | 内 容 | 関連所管課 | 区分 |
|------------------------|---|-----------------------|----|
| 家庭や地域への幼児教育についての情報提供 | 母子手帳や家庭教育手帳の配布を継続して行い、また、図書館活動事業や幼稚園と家庭との連携などを通じ、幼児教育についての情報提供を推進します。 | 市民健康課 学校教育課 図書館 | 継続 |
| 幼稚園や保育所と小学校との連携体制づくり | 「幼・保・小連携推進委員会」など教育関係機関協議連携事業を中心に幼稚園や保育所と小学校との連携体制づくりを進めます。 | 保育所 学校教育課 | 継続 |
| 幼稚園の教育時間終了後の「預かり保育」の展開 | 幼稚園の教育時間終了後の「預かり保育」の展開を促進します。（再掲） | 学校教育課 | 新規 |
| 幼稚園の教育活動及び教育環境の充実 | 幼稚園の教育活動及び教育環境の充実を支援します。 | 教育総務課 | 継続 |
| 幼稚園就園奨励費の堅持 | 幼稚園就園への経済的支援を継続して行っています。 | 教育総務課 | 継続 |

6．教育・保育等子育て関連施設の連携による学びの充実

| 行 動 計 画 | 内 容 | 関連所管課 | 区分 |
|-------------------------|---|--------------------|----|
| 子育て・子育て関連施設間の力を集める事業の促進 | 幼稚園・保育所、小中学校、高等学校など子どもの成長を支えるさまざまな機関の相互活用やこれらが持つ知恵と力を結集する仕組みづくりを積極的に進めます。 | 福祉課 教育委員会 など | 新規 |
| 幼・保連携推進事業の充実 | 「幼・保・小連携推進委員会」など教育関係機関協議連携事業を中心に幼稚園や保育所と小学校との連携体制づくりを進めます。（再掲） | 学校教育課 | 継続 |

7. 乳幼児とのふれあい交流の推進

| 行 動 計 画 | 内 容 | 関連所管課 | 区分 |
|--|---|-----------------------|----|
| 保育所、幼稚園などにおける異年齢交流事業の充実 <i>基本目標1の4、基本目標2の5、6と関連</i> | 保育所・幼稚園・子育てサークルと地域・学校との交流により、異年齢の子どもどうし、青少年と子育て世代の学びあい、育てあいの展開を支援します。 | 保育所 学校教育課 市民健康課 | 拡充 |
| 青少年期からの育児体験教育の充実 | 市社会福祉協議会と連携し、中高生による保育所などでの体験交流やボランティア活動の促進を図ります。 | 保育所 学校教育課 | 拡充 |

8. 学校・家庭・地域でのプレ親教育の推進

| 行 動 計 画 | 内 容 | 関連所管課 | 区分 |
|---------------------------------|---|----------------------|----|
| 思春期保健対策の充実 <i>基本目標2の4と関連</i> | 健診、相談、性教育、食事や生活習慣病に対する指導など思春期保健対策の充実を図ります。 | 学校教育課 | 拡充 |
| さまざまな学びのプログラムの開発 | 学校、保健機関、市民と連携し、異年齢相互学習や地域のなかでの学びなど、子どもの年齢に対応したプレ親育てのプログラムを開発し、実施していきます。 | 市民健康課 教育委員会 など | 新規 |

基本目標3 すべての子どもがいきいきと育つよう支援します

1. 子どもが健やかに育つ環境づくり

| 行動計画 | 内容 | 関連所管課 | 区分 |
|--|---|-----------------------------|----|
| 要保護児童対策地域協議会の設置 | 現行の「逗子市児童虐待防止ネットワーク」をもとに、児童福祉法第25条の2に規定されている「要保護児童対策地域協議会」を設置し、要保護児童の早期発見や適切な保護を図ります。 | 福祉課 市民健康課 教育研究所 など | 拡充 |
| 子ども相談窓口の創設など体制の整備 <i>基本目標1の3と関連</i> | 子どもに関する一義的な相談窓口として「子ども相談室」を開設し、子育て・子育てに関わるさまざまな機関・人材と連携して、相談業務や必要な調査・指導を行います。 | 福祉課 | 新規 |
| 教育相談窓口の充実 | 教育研究所を中心に、ひきこもり、不登校、いじめ対策などに関する相談窓口機能を充実していきます。 | 教育研究所 学校教育課 学校 | 継続 |
| 保護者の育児や子どもの教育に対する不安解消のための相談・支援活動 | と連携して子育てに不安を持っている人・不登校の子への訪問活動、学習指導などを実施し、また、公立小中学校に配置している「心の教室相談員」の機能を充実していきます。 | 教育研究所 学校教育課 | 継続 |

2. 保護が必要な子どもと親への対応

| 行動計画 | 内容 | 関連所管課 | 区分 |
|-------------------------------------|---|--------------------|----|
| 児童保護ネットワーク(仮称)の形成 | 「要保護児童対策地域協議会」や教育相談窓口などと連携し、ケアが必要な児童の保護、子ども本人及び親のケアマネジメント体制を確立します。 | 福祉課 教育研究所 など | 新規 |
| 児童保護に係るNPO活動などへの支援 | 児童保護などに関わるNPOやボランティア活動を支援していきます。 | 福祉課 | 新規 |
| 保護者・家庭の自立支援 <i>基本目標3の4, 6と関連</i> | 保護者や家庭の養育力を安定させるため、保護者のケアや就労支援、保育や家事のサポート(サービス利用の費用負担軽減策も含む)など、立ち直りまでの支援をします。 | 福祉課 | 継続 |

3. すべての子どもを受け入れる環境づくり

| 行動計画 | 内容 | 関連所管課 | 区分 |
|----------------------------------|--|--------------------------------|----|
| 学校・保育所・幼稚園における障害児などの受入れ体制の充実 | 就学支援や学習支援体制の拡充を図ります。また、送迎時や学校生活での支援の仕組みづくり、共育プログラムの導入など子どもどうしの理解・支えあいを促進します。 | 保育所 福祉課 学校教育課 | 拡充 |
| ふれあいスクールや学童クラブにおける障害児などの受入れ体制の充実 | 生活支援、見守り、共育的展開などの受入れ体制の充実を図ります。 | 福祉課 生涯学習課 | 拡充 |
| 医療・保健との連携による心身のケア体制の確保 | 学校などにおける障害児などの受入れや心身に保護が必要な子どもの見守りなどについて、医療・保健機関との連携を図ります。 | 福祉課 市民健康課 教育研究所 学校教育課 | 拡充 |

4．障害児がいる家庭への支援

| 行 動 計 画 | 内 容 | 関連所管課 | 区分 |
|------------------------------------|--|--------------|----|
| 障害の早期発見・対応の充実 基本目標1の1, 3と関連 | 乳幼児健診のほか、子どもの発達などについての相談体制の充実や医療機関との連携などにより、障害の早期発見、親の態勢づくり（障害の受容）のサポートを進めます。 | 福祉課 市民健康課 | 拡充 |
| 療育、リハビリテーションの充実 | 通園事業（親子教室）と相談事業（療育相談室）を中心に、医療・保健機関、保護者や支援者のネットワークとの連携を図りながら、療育、リハビリテーションを充実していきます。 | 福祉課 市民健康課 | 継続 |
| 学習障害、注意欠陥・多動性障害などの児童に対する特別支援教育の充実 | 学習会、ケース会議などの実施により、学習障害、注意欠陥・多動性障害などの児童の学校生活を支援していきます。 | 学校教育課 | 拡充 |

5．障害児を支える社会的連携づくり

| 行 動 計 画 | 内 容 | 関連所管課 | 区分 |
|--------------------|--|--------------------|----|
| 関係機関の連携の仕組みづくり | 県総合療育相談センター、県総合教育相談センター、教育研究所、保健福祉事務所、児童相談所、療育相談室、保健師、学校、幼稚園、保育所など関係機関の連携の仕組みを構築します。 | 福祉課 市民健康課 など | 拡充 |
| 相談・情報提供事業の充実 | 子ども相談室、子育て支援センター、療育相談室、教育相談コーディネーターなどの相談機関相互の連携を図り、専門機関などへの橋渡しを行います。 | 福祉課 | 拡充 |
| 地域における支援ネットワークづくり | ピアカウンセリングの体制づくり、市民による支援ボランティアの振興、専門家によるバックアップの体制づくりなどの仕組みを構築します。 | 福祉課 | 拡充 |
| 中高生の「共に生きる」実践教育の推進 | 福祉についての体験的授業、地域福祉活動など、「共に生きる」実践教育を推進します。 | 学校教育課 社会福祉課 | 拡充 |

6．ひとり親家庭への自立支援の推進

| 行 動 計 画 | 内 容 | 関連所管課 | 区分 |
|---------------|---|-------|----|
| 母子家庭への自立支援の推進 | 母子福祉資金の貸付け、家庭支援員の派遣、自立支援教育訓練給付など母子家庭に対する子育て支援の充実、就業支援の強化を推進します。 | 福祉課 | 継続 |
| 相談、情報提供の充実 | 母子自立支援員によるひとり親家庭への支援（情報提供・相談業務）の充実を図ります。 | 福祉課 | 継続 |

基本目標4 安心して子育てができるまちづくりを進めます

1. 子育てバリアフリーの推進

| 行 動 計 画 | 内 容 | 関連所管課 | 区分 |
|--|---|-----------------------|----|
| 公共施設などの子育てバリアフリー推進 | 「逗子市公共施設整備福祉適合検討委員会設置等に関する要綱」に基づいた公共施設のバリアフリー整備や「逗子市交通バリアフリー基本構想」に基づいた公共交通機関などの施設のバリアフリー整備を推進します。また、学校や福祉施設・公共施設のシックハウス対策なども進めます。 | 福祉課 都市整備課 教育総務課 | 継続 |
| 公園の遊具などの安全確保 <i>基本目標1の4と関連</i> | アダプトプログラムの活用も含め、公園の遊具などの安全確保を推進します。 | 緑政課 | 継続 |
| 子ども・子育てに便利な施設などの情報提供の充実 <i>基本目標1の2と関連</i> | 子育て・子育てに便利な施設などの情報提供の充実を図ります。 | 福祉課 | 拡充 |

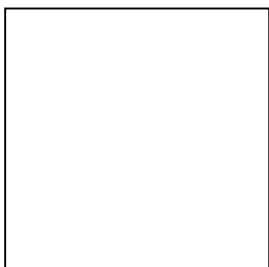
2. 交通安全教育の推進

| 行 動 計 画 | 内 容 | 関連所管課 | 区分 |
|--------------------|---|-----------------------|----|
| 児童の交通安全教育の推進 | 新入学児童の交通安全教室や小学生自転車教室などの交通安全教育を推進し、また、指導人材の充実を図ります。 | 市民課 学校教育課 | 継続 |
| 乳幼児の親に対する交通安全教育の推進 | 幼稚園、保育所、子育てサークルなどと連携し、乳幼児の親に対する交通安全教育を推進します。 | 市民課 保育所 学校教育課 | 継続 |
| 交通安全施策の推進 | 学校や地域と連携し、交通整理員の配置や保護者による街頭指導の充実を図り、また、交通安全のために必要な標識や標示板などの整備を進めます。 | 市民課 都市整備課 学校教育課 | 継続 |

3. 防犯体制の強化

| 行 動 計 画 | 内 容 | 関連所管課 | 区分 |
|------------------|--|-----------------------|----|
| 防犯講習の推進 | CAPプログラムの実施など、子ども、親、教師などに対する研修会、講習会などを開催します。 | 市民課 学校教育課 | 拡充 |
| 防犯に関する情報提供 | 防犯マニュアルの作成・配布など防犯に関する情報の提供を推進します。 | 市民課 | 拡充 |
| 防犯に関する関係機関などとの連携 | 防犯に係る関係機関や団体との連携を図るための協議会を設置します。 | 市民課 | 新規 |
| 防犯パトロール活動の促進 | 学校関係者や防犯ボランティアなどの関係機関・団体と連携し、幼稚園・保育所・学校などの付近や通学路における防犯パトロールや声かけ運動を推進します。 | 市民課 学校教育課 生涯学習課 | 継続 |

| | | | |
|------------------|---|---------------------------------------|----|
| 公共施設などの防犯設備の整備促進 | 道路、公園、駐輪・駐車場及び公衆便所などの公共施設について、防犯カメラや緊急通報装置などの防犯設備の整備を促進するとともに、街路灯、防犯灯、公園灯の整備を進め、道路、公園などの暗がりを解消していきます。 | 市民課 経済観光課 緑政課 都市整備課 消防総務課 | 継続 |
| 緊急対応ネットワークづくり | 子どもが犯罪に遭ったときの緊急避難所としての「子ども緊急避難所」などの防犯ボランティア活動を支援し、緊急対応ネットワークづくりを推進します。 | 市民課 生涯学習課 | 継続 |
| 子どもの安全確保 | 防犯プザーなどの防犯機器の配布などにより、子どもの安全確保を促進します。 | 学校教育課 | 拡充 |



計画の推進に向けて

扉裏面

計画の推進に向けて

1 推進体制

庁内体制の整備

子ども全般に係る相談窓口の創設

- ・子どもに関する一義的な相談窓口を開設するとともに、さまざまな施設・機関で受け付けた相談情報を一元化し、個人情報を保護しながら、専門機関などに橋渡ししていけるようにします。
- ・多面的な相談窓口の総括センター（ワンストップサービス）として機能させていきます。

子ども全般に係る担当所管の創設

- ・子どもに関する担当所管の一元化を目指します。
- ・次世代育成支援対策に関わる庁内ネットワークのセンター機能の役割を担います。
- ・公共私連携の仕組みや広域連携の仕組みづくりを進めます。
- ・本計画の進行管理に関する事務を行います。

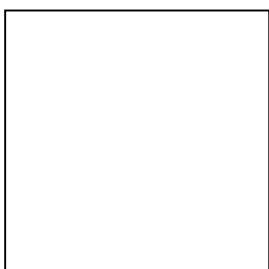
次世代育成支援対策に従事する者の育成

- ・次世代育成支援対策に関わる市職員、相談員などに対する研修の充実を推進します。

2 計画の管理

本計画の進行管理

- ・本計画の実施状況を把握し、点検、評価などを行います。
- ・本計画の実施状況を公表します。
- ・その後の対策を実施するとともに、計画の見直しなどに反映させていきます。



付 属 資 料

扉裏面

1. 子ども・子育てを取り巻く逗子市の姿

子どもと子育てを取り巻く本市の姿を次のように整理しました。

(1) 海と緑に囲まれた住宅都市

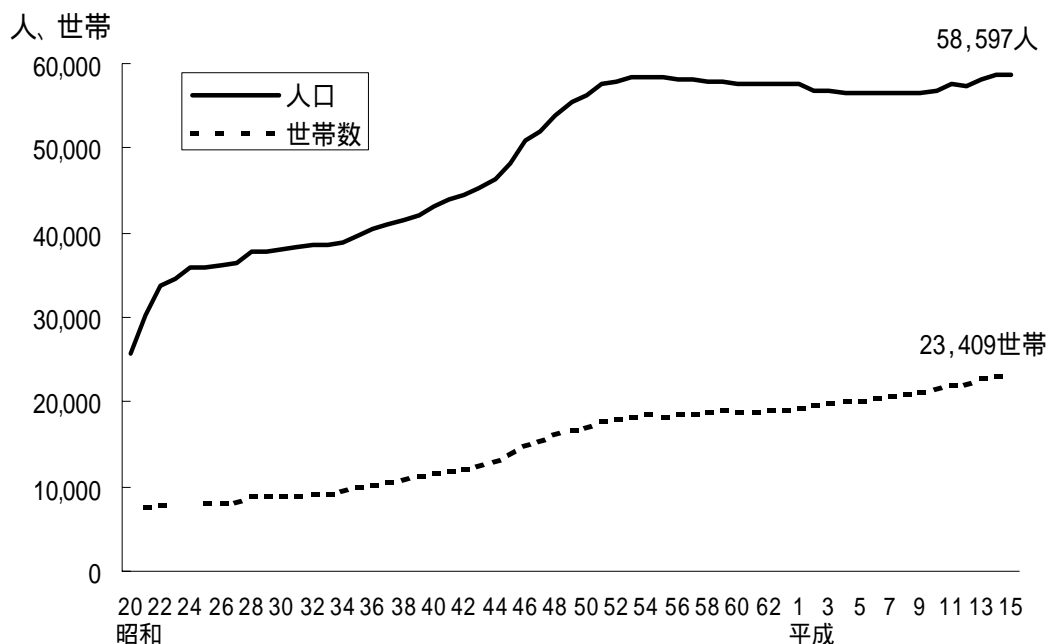
- ・「青い海とみどり豊かな平和都市」の都市宣言に象徴されるように、都市化のなかで逗子市が守ってきた自然環境の豊かさは市民共通の誇りであり、心の豊かさ、自然環境と社会環境の調和、小さくても自立するまちを目指す文化の気風高い住宅都市となっています。
- ・15歳以上の市民の大半は市外に通学、通勤しており（市外への通学81%・市外への通勤73%）そのうちの多くは横浜市と東京都内に通っています。また、昼間人口比率も77%と高く、流出超過の状況にあります。（以上各比率は、「平成12年国勢調査」に基づく。）

(2) 人口・世帯数の状況

人口規模は、昭和50年代以降ほぼ一定、近年はやや上向き

- ・本市の総人口は、昭和40年前半までなだらかに増加を続けました。昭和53年の58,493人(18,274世帯)をピークに横ばいから微減傾向に転じ、平成5年には56,436人(20,219世帯)となりましたが、以後緩やかに増加し、平成17年1月1日現在は58,435人(23,608世帯)となりました。世帯数は、総人口が減少している期間も含めて増え続けました。

人口・世帯数の推移

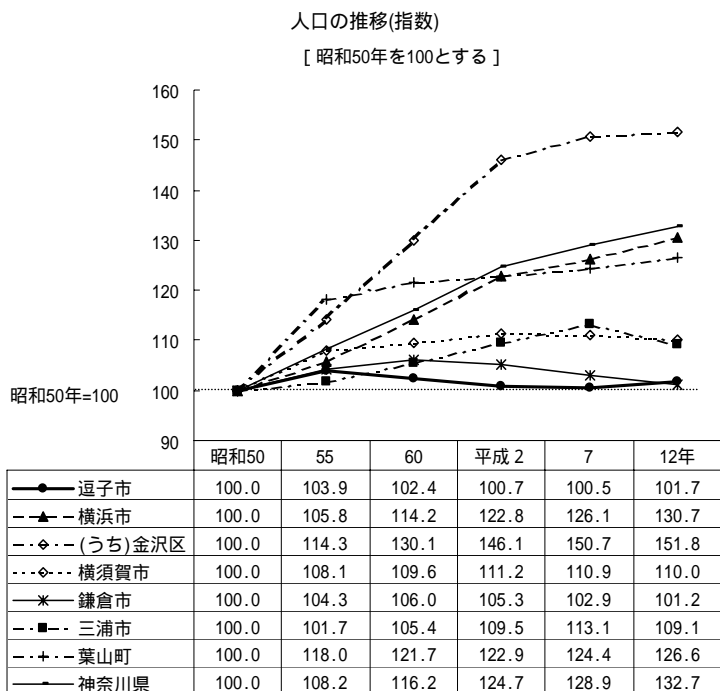


注：各年10月1日現在

資料：総務課、国勢調査

- ・昭和50年の人口を100としたその後の推移を周辺市町などと比較してみると、鎌倉市、三浦市で

は増加傾向からやや減少傾向に移りつつあるのに対し、本市では、減少からわずかながら上向きつつあることがうかがえます。また、横浜市金沢区では大きな増加を示しています。

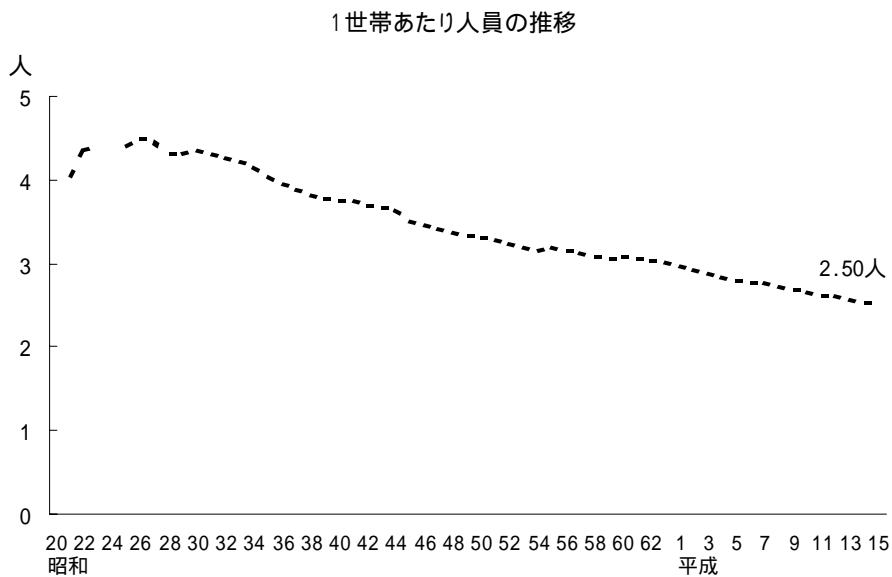


注：各年10月1日現在

資料：国勢調査

世帯は核家族世帯中心、小規模化が進行

- ・ 1世帯あたりの平均人数は、小規模化を続けており、平成に入ると3人を割り、平成16年1月1日現在は2.50人となりました（神奈川県平均2.45人）。



注：各年10月1日現在

資料：総務課、国勢調査

- ・ 世帯構成は、平成2年から12年にかけて核家族世帯が70%近くを占め、神奈川県平均を上回っ

ています。核家族世帯が中心の構成となっています。

- ・一方、夫婦のみの世帯の割合が上昇し、夫婦と子どもや三世代家族などの割合が低下しており、家族構成をみても家族の規模が縮小していることがみてとれます。

一般世帯の構成

単位：世帯(%)

| 区 分 | 逗子市 | | 神奈川県 |
|----------|---------------|---------------|------------------|
| | 平成2年 | 平成12年 | 平成12年 |
| 核家族世帯 | 13,328(68.8) | 15,133(69.0) | 2,058,621(62.0) |
| 夫婦のみ | 3,740(19.3) | 5,419(24.7) | 624,615(18.8) |
| 夫婦と子ども | 8,017(41.4) | 7,876(35.9) | 1,193,920(36.0) |
| ひとり親と子ども | 1,571(8.1) | 1,838(8.4) | 240,086(7.2) |
| 男親と子ども | 240(1.2) | 310(1.4) | 40,576(1.2) |
| 女親と子ども | 1,331(6.9) | 1,528(7.0) | 199,513(6.0) |
| 三世帯家族等 | 2,550(13.2) | 1,980(9.0) | 261,669(7.9) |
| 非親族世帯 | 27(0.1) | 80(0.4) | 17,737(0.5) |
| 単独世帯 | 3,476(17.9) | 4,743(21.6) | 980,305(29.5) |
| 合 計 | 19,381(100.0) | 21,936(100.0) | 3,318,332(100.0) |

注：一般世帯とは、病院、寮などの施設を除いた世帯。

資料：国勢調査

- ・子どものいる世帯の割合は、平成2年から12年にかけて6歳未満の子どものいる世帯が10.2%から9.3%へと微減しているのに対し、18歳未満の子どものいる世帯は32.3%から23.2%へと10ポイント近くの大規模な減少となっています。就学前児童に比べ就学児童のいる世帯の割合の減少が大きくなっており、また、就学前、就学児童ともに神奈川県平均よりも少ない状況となっています。

子どものいる世帯の状況

単位：世帯(%)

| 区分 | 逗子市 | | 神奈川県 |
|----------------|---------------|---------------|------------------|
| | 平成2年 | 平成12年 | 平成12年 |
| 6歳未満親族のいる一般世帯 | 1,972(10.2) | 2,047(9.3) | 374,430(11.3) |
| 18歳未満親族のいる一般世帯 | 6,262(32.3) | 5,098(23.2) | 866,582(26.1) |
| 一般世帯計 | 19,381(100.0) | 21,936(100.0) | 3,318,332(100.0) |

注：一般世帯とは、病院、量などの施設を除いた世帯

資料：国勢調査

(3) 年齢構成

少子高齢化が顕著、とくに中高生世代が減少

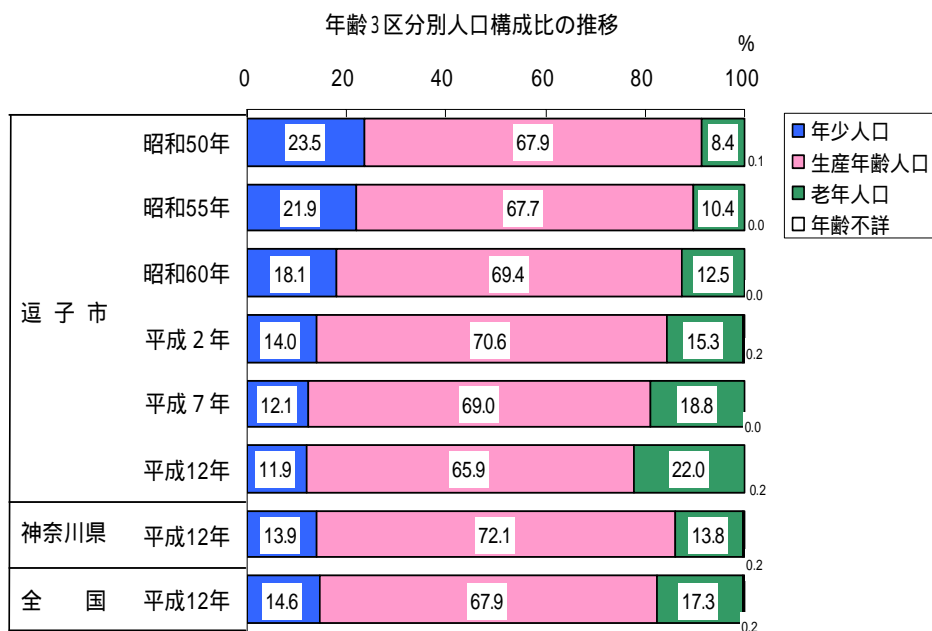
- ・年齢3区分別の人口は、昭和50年から平成12年にかけて、年少人口(0～14歳)が6,442人減少しているのに対し、老年人口(65歳以上)が7,885人と大幅な増加となっています。生産年齢人口(15～64歳)も485人とやや減少しています。

年齢3区分別人口の推移 単位：人

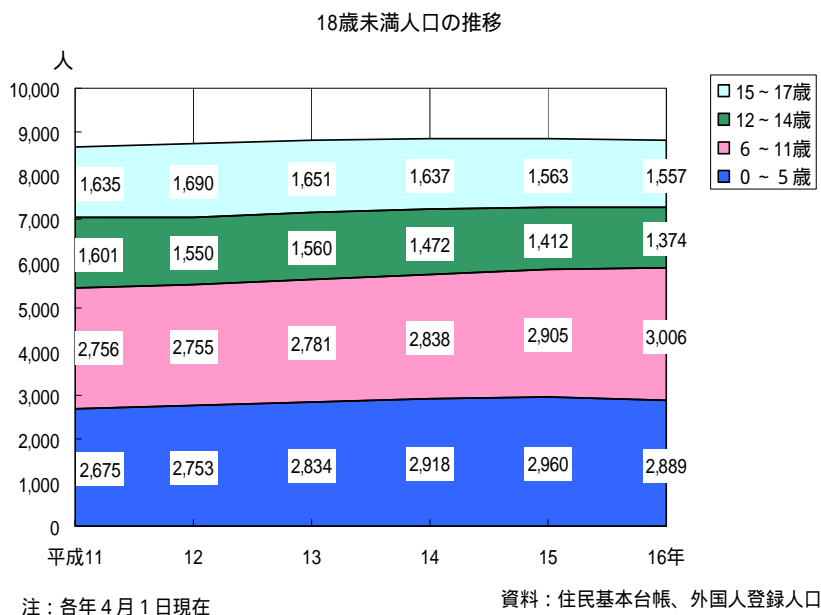
| 年次 | 年少人口 | 生産年齢人口 | 老年人口 | 年齢不詳 | 合計 |
|-------------|--------|--------|--------|------|--------|
| 昭和50年 | 13,256 | 38,237 | 4,741 | 64 | 56,298 |
| 55 | 12,783 | 39,605 | 6,077 | 14 | 58,479 |
| 60 | 10,416 | 40,028 | 7,208 | 4 | 57,656 |
| 平成2年 | 7,928 | 40,007 | 8,673 | 96 | 56,704 |
| 7 | 6,871 | 39,053 | 10,646 | 8 | 56,578 |
| 12 | 6,814 | 37,752 | 12,626 | 89 | 57,281 |
| 増減(S50-H12) | 6,442 | 485 | 7,885 | 25 | 983 |

注：各年10月1日現在 資料：国勢調査

- ・平成12年の年齢3区分別の人口構成比をみると、年少人口比率11.9%は神奈川県及び全国よりも少なく、一方、老年人口比率22.0%は神奈川県及び全国を大幅に上回る水準となっています。少子高齢化の動向が顕著となっています。



・子どもの世代ごとで人口の推移をみると、0～5歳(就学前世代)、6～11歳(小学生世代)は毎年少しずつ増加しているのに対し、12～14歳(中学生世代)、15～17歳(高校生世代)が少しずつ減少傾向にあります。



離婚・未婚女性が増加 出生率は近年若干上向き

- ・1年間の婚姻件数は、年によって増減はあるものの、概ね300～350件となっています。一方、離婚件数はやや増加傾向にあり、平成14年度は121件となっています。
- ・年齢5歳区分ごとに、婚姻の状況を神奈川県平均と比較してみると、男性は概ね30歳代以下で未婚割合が県に比べて高いのに対し、女性はほぼすべての年代で県の割合を上回っており、未婚の女性が多いことが特徴となっています。また、40歳代で離別している女性の割合がやや高くなっています。
- ・従って、出生率も県平均に比べ低い水準にありますが、県平均ではやや低下傾向にあるのに対し、本市では近年やや上向きつつあります。

出生・結婚・離婚件数

| 年 | 出生数 | 婚姻件数 | 離婚件数 | 出生率(人口千対) | | |
|----|-----|------|------|-----------|------|------|
| | | | | 逗子市 | 神奈川県 | 全国 |
| 6 | 418 | 351 | 70 | 7.4 | 10.2 | 10.0 |
| 7 | 414 | 319 | 76 | 7.2 | 9.9 | 9.6 |
| 8 | 417 | 355 | 96 | 7.2 | 10.0 | 9.7 |
| 9 | 421 | 336 | 119 | 7.3 | 9.9 | 9.5 |
| 10 | 452 | 341 | 101 | 7.8 | 10.0 | 9.6 |
| 11 | 453 | 334 | 104 | 7.9 | 9.7 | 9.4 |
| 12 | 443 | 311 | 115 | 7.7 | 9.8 | 9.5 |
| 13 | 465 | 340 | 117 | 8.0 | 9.6 | 9.3 |
| 14 | 477 | 316 | 121 | 8.1 | 9.4 | 9.2 |

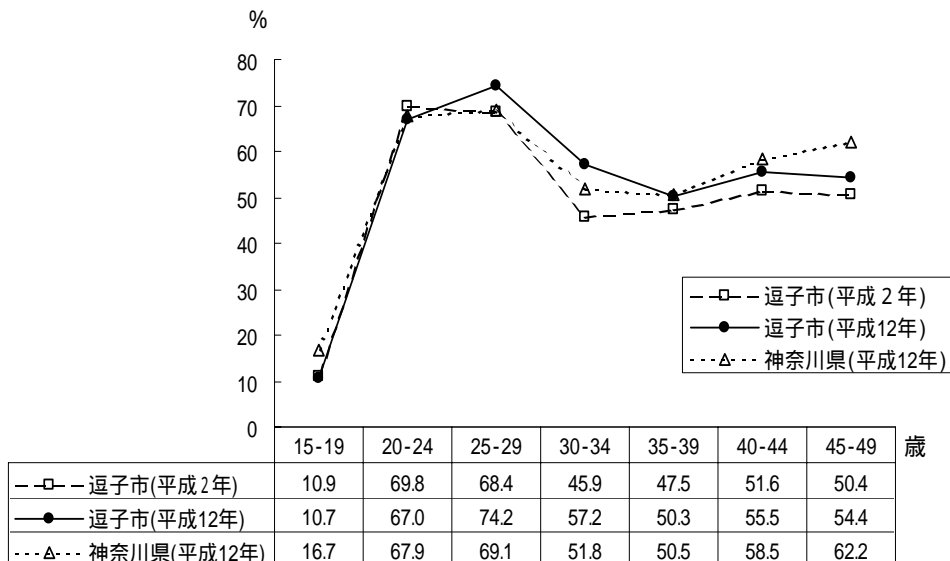
資料: 神奈川県衛生統計年報

(4) 就労の状況

横浜、都内など市外通勤が70%超。30歳前後の女性の労働力率が高い

- ・15歳以上の市民の通勤先(平成12年国勢調査)は、市内が27.2%、市外が72.8%で、市外のうち横浜市と東京都内がともに20%以上と多くなっています。
- ・15歳以上の市民の通学先についても同様の傾向ですが、就業者よりも市外の割合が81.2%と多く、通学先としては、東京都内、横浜市とともに、横須賀市もやや多くみられます。
- ・女性の年齢別の労働力率(人口に占める労働力人口の割合)は、25~29歳、30~34歳で神奈川県を上回り、未婚の女性が多いこととも関係しているものと思われます。

女性の年齢別労働力率の比較



注：各年10月1日現在

資料：国勢調査

(5) 児童・生徒数

保育所・幼稚園児は増加、中高生は減少傾向

- ・逗子市内の保育・教育施設に通う児童・生徒数の推移をみると、保育所・幼稚園ともに傾向にあります(幼稚園児は市外通園児も含む)。
- ・小学生は、平成13年度まで減少を続けてきましたが、平成14年以降増加に転じています。
- ・中高生は、ともに減少傾向にあります(高校生は逗子市外からの通学者も含む)。

| 保育・教育施設に通う児童・生徒数 | | | | | | 単位：人 |
|------------------|-----|-----|-------|-------|-------|------|
| 年度 | 保育所 | 幼稚園 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | |
| 平成7 | 374 | | 2,676 | 1,247 | | |
| 8 | 396 | | 2,616 | 1,232 | 2,947 | |
| 9 | 432 | | 2,516 | 1,249 | 2,725 | |
| 10 | 485 | 756 | 2,457 | 1,221 | 2,628 | |
| 11 | 510 | 801 | 2,449 | 1,212 | 2,566 | |
| 12 | 527 | 771 | 2,429 | 1,194 | 2,576 | |
| 13 | 560 | 839 | 2,421 | 1,172 | 2,556 | |
| 14 | 596 | 878 | 2,473 | 1,115 | 2,496 | |
| 15 | 596 | 912 | 2,539 | 1,041 | 2,443 | |
| 16年 | 594 | 914 | 2,598 | 1,014 | 2,342 | |

注) 保育所は各年4月1日現在、他は各年5月1日現在

資料：逗子市

2. 子どもの生活と子育ての現状

これまでに実施した調査や検討の結果に基づき、逗子市における子育て・子育ての実態と実感を整理しました。

| 区分 | 調査名 | 調査期間 | 調査の対象 | 回答数(回収率) |
|----|------------------|-----------------|--|--------------------------------|
| A | 妊娠・出生届出時アンケート | 平成12年 | 届出者全員 | 妊娠時412件 出生時402件 |
| B | 次世代育成支援に関するアンケート | 平成16年 1~2月 | 0~10歳の保護者(3,000人抽出) 就学前1,756人、小学生1,244人 | 就学前1,211件(69%) 小学生809件(65%) |
| C | 地域福祉についてのアンケート | 平成15年 11~12月 | 0~9歳の保護者(1,000人抽出) | 652件(65%) |
| | | | 10・13・16歳本人(1,500人抽出) | 827件(55%) |
| | | | 18歳以上の市民(7,100人抽出) | 4,371件(62%) |
| D | 中高生調査 | 平成16年 6~7月 | 市立小中学校新任教諭グループインタビュー(12名) | |
| | | | 中学生グループインタビュー(市内公立中学校2校2年生各1クラス)及びアンケート | |
| | | | 高校生アンケート(市内公立高校2校1~3年生各1クラス) | |
| E | 関係機関調査 | 平成16年 7~9月 | 行政関係部署、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、ふれあいスクールパートナー | |

(注)文中(A)~(E)は、根拠とする調査を示す(区分欄と対照)。

(1) 妊娠・出産

低い合計特殊出生率

- ・わが国の合計特殊出生率は年々低下し、平成15年には1.30人を割り「1.29ショック」などと言われていますが、逗子市はさらにこれを下回っています。

| | H11年 | H12年 | H13年 | H14年 |
|------|------|------|------|------|
| 全国 | 1.34 | 1.36 | 1.33 | 1.32 |
| 東京都 | 1.03 | 1.07 | 1.00 | 1.02 |
| 神奈川県 | 1.25 | 1.25 | 1.23 | 1.21 |
| 逗子市 | 1.19 | 1.12 | 1.20 | 1.21 |

資料:人口動態総覧

- ・子育て中の市民に「子どもの数」の理想と現実を聞いたところ、「理想は3人、実際の予定は2人」とするケースが多くなっており、その理由の第一として「経済的負担感」があげられています。

(B・C)

- ・「子どもを産み育てることを社会が評価していると思うかどうか」については、「思わない」との回答が5割近くに上り、経済的にも社会的にも子どもを産み育てることに前向きになりにくい状況が示されました。(B)

親になる時 ~ 子どもが産まれるのは楽しみ。でも経済面と仕事との両立は不安 ~

- ・母親の結婚年齢は25~29歳が47%となっており、また、初めての妊娠年齢は25~29歳が38%、30~34歳が37%と、30歳代になってからの出産が増えています。(A)

- ・初めて妊娠に気がついたとき「うれしかった」と答えた人は8割以上となっていますが、困惑を感じたと答えた人も1割弱となっています。また、約半数が妊娠・出産への不安を感じており、不安の内容は、自分の健康、経済面、仕事との両立などとなっています。(A)
- ・近所づきあいについては、8割以上の人が「ある」と答えていますが、「ない」と答えた人も約1割いました。(A)
- ・妊娠中の夫の協力については、「非協力的」との回答が1割以上あり、主な理由として「仕事」があげられています。また、里帰り出産が半数以上を占め、市内医療機関での出産は約4割となっています。産前産後の世話は半数が「実母」をあげ、「夫」をあげたのは約3割となっています。
- ・赤ちゃんの世話を経験したことがあるかどうかについては、「ない」との回答が約2割ありました。(A)

(2) 子育て・保育

子育て家庭の状況(0～9歳) ～核家族のサラリーマン家庭が多い～

- ・現住地への居住は「10年以下」が7割以上に上り、比較的居住歴が浅いなかで子育てを始めているケースが多くなっています。(C)
- ・家族構成は、「夫婦+子ども」が中心で約77%、「三世帯家族」は約16%、「ひとり親+子ども」は4%となっています。(B)
- ・保護者の就労状況を見ると、子どもの年齢が低いほど母親が家事専従である率が高くなっています(就学前63%、小学生46%)。また、就労者のうち、父親の8割、母親の1割が「常勤」で、子どもの年齢が高くなるにつれて多くの母親が「パート・アルバイト」などを行う傾向がみられました。(B)

乳幼児の保育と教育の状況 ～5歳児の3人に1人が保育所などを利用～

- ・子育ての分担は「主に母親」との回答が、就学前・就学後ともに9割を超えています。また、約8割が「困ったとき」又は「日常的」に「祖父母等の支え」に頼っています。(B)
- ・本市には、現在、幼稚園、保育所ともに5か所ずつあり、それぞれ約600名の就学前児童が通っています。また、本市の就学前児童が葉山町など近隣市町の施設に入園しているケースや、逆に近隣市町の就学前児童が本市の施設に入園してくるケースもあります。
- ・保育所は、市内に5か所(公立2、私立3)あり、通常保育が中心で、待機児童は少ない状況にあります。一時保育事業については、国の補助対象事業として1園で実施(定員は10名程度)しているほか、通常保育の定員に余裕がある範囲内での臨時的な対応を2園で行っています。また、育児相談、子育て家庭交流事業などの地域育児強化事業は民間保育所3園で実施しています。なお、夜間保育や休日保育は、現在実施していません。
- ・就学前児童の保育サービス利用状況を見ると、3歳以下では「利用していない」が半数以上となっており、保育施設に預けずに自宅などで世話をしています。とくに0歳は90%強、1・2歳は70%前後と多くなっています。3歳では約55%とやや低下し、「保育所」の利用も4分の1となっています。4歳以上になると「幼稚園」の利用者は約半数以上になり、「保育所」の利用者を上回っています。保育サービスの利用は、共働き家庭・ひとり親家庭でとくに高くなっています。(B)

- ・保育などの「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」を会員とする「ずしファミリーサポートセンター」は、平成13年度からサービスを開始し、育児についての助け合いを行っています。幼稚園や保育所の送迎代行としての利用などが多く、最近は母親の就労如何にかかわらず登録するケースが増えています。
- ・幼稚園に子どもを通わせるのは、主に幼児期の教育を幼稚園で受けさせたいという意向に基づいています。保護者は、幼稚園に対して「子どもの情報を多く」提供して欲しいと考えており、延長保育や長期休暇対応などの預かり保育を望むニーズも少なくありません。
- ・保育所を利用するための主たる要件は保護者の“就労”ですが、運営費を国、県、市が負担している保育所と自主運営の幼稚園では、保育所の方が保育料において割安感があることや給食があり、預かる時間が長いことなどの理由から、就労如何にかかわらず保育所の利用を希望するケースも少なくないようです。
- ・幼稚園・保育所に通うようになるまでの間は、「子育てサークル」(市内7グループ)に参加するケースが多くなっています。「子育てサークル」の主なグループは「逗子市育児サークル連絡協議会」を形成し、情報交換や相互援助を行っています。

就学前児童の保育サービス利用状況(子どもの年齢・家庭状況別) (単位:%)

| | | 幼稚園 | 保育所 | ファミリーサポートセンター | 認定保育施設 | 認可外保育施設 | 家庭保育福祉員 | その他 | 利用していない | 無回答 |
|--------|-----|------|------|---------------|--------|---------|---------|-----|---------|-----|
| 子どもの年齢 | 0歳 | 1.2 | 1.2 | 0.6 | 0.6 | 0.0 | 0.6 | 2.9 | 91.9 | 1.2 |
| | 1歳 | 0.6 | 10.7 | 6.8 | 1.1 | 0.0 | 0.0 | 4.0 | 75.7 | 1.1 |
| | 2歳 | 1.6 | 21.1 | 2.1 | 2.1 | 1.1 | 0.5 | 2.6 | 68.4 | 0.5 |
| | 3歳 | 12.4 | 24.4 | 0.5 | 1.0 | 1.6 | 0.0 | 3.6 | 54.9 | 1.6 |
| | 4歳 | 49.7 | 19.2 | 0.7 | 2.0 | 1.3 | 0.0 | 1.3 | 25.2 | 0.7 |
| | 5歳 | 60.6 | 26.9 | 0.5 | 2.6 | 0.5 | 0.0 | 1.0 | 6.7 | 1.0 |
| | 6歳 | 60.3 | 24.0 | 0.8 | 2.5 | 0.8 | 0.0 | 0.8 | 9.1 | 1.7 |
| 家庭 | 共働き | 14.1 | 50.8 | 1.9 | 4.7 | 0.9 | 0.0 | 2.2 | 23.5 | 1.9 |
| | 片働き | 30.8 | 1.3 | 1.9 | 0.1 | 0.6 | 0.3 | 2.5 | 61.7 | 0.8 |
| | 父子 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 母子 | 18.5 | 44.4 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 3.7 | 33.3 | 0.0 |
| | その他 | 16.2 | 16.2 | 0.0 | 2.7 | 0.0 | 0.0 | 5.4 | 56.8 | 2.7 |

資料：逗子市「次世代育成支援に関するアンケート」平成16年3月

放課後児童の状況 ~ 「放課後児童クラブ」と「ふれあいスクール」 ~

- ・逗子市には、共働き家庭やひとり親家庭など保護者が昼間不在である家庭の子どもの放課後における生活の場を確保する「放課後児童クラブ(学童クラブ)」が4か所あり、約100人の子どもが通っています。
- ・「学童クラブ」は、学校区によっては実施していない区域があり、すべての学校区での実施が望まれています。
- ・この他、小学校の余裕教室を活用した『ふれあいスクール』を平成11年9月から開始し、現在3箇所の小学校で実施しています。ここでは、「パートナー」を設置し、放課後の子どもの遊び場を提供する「児童館型」及び生活の場を提供する「生活支援型」を運営しています。利用料はいずれも無料で、学校ごとに運営内容や利用状況が異なります。

- ・「ふれあいスクール」が小学生の放課後の重要な居場所として定着してきている状況で、学校区によっては、利用者の増加や生活支援サービスの内容に関する多様な要望などへの対応が求められており、また、「パートナー」の確保や利用過多のなかでの安全確保など、運営上の課題も少なくありません。

多様な支援の広がり

- ・多様な就業日時、身近な支え合い意識の希薄化、育児の負担感の高まりなどを背景に多様化するニーズに対応し、最近では市内でも子育て支援を目的とするNPO活動が行われています（3事業所）。
- ・食育、情操教育（図書館での読み聞かせなど）、自然体験などの視点から、子どもの育ちや子育てをサポートするNPO・ボランティア活動も行われています。
- ・本市では、子どもを遊ばせながら育児に関する相談や情報提供を行う支援の場として、平成14年度に「逗子市子育て支援センター」を開設しました。子育てをめぐる問題の発見・把握の場としての機能も果たしています。
- ・乳幼児には、「子育て ROOM 陽だまり」（逗子市社会福祉協議会：月1回）学校の余裕教室を活用したふれあいスクール事業の一貫として行っている「ほっとスペース」（逗子小、小坪小で実施：週2～3回）など乳幼児の遊びの場づくりに努めています。
- ・以上のような多様なサービスや活動についての情報は、逗子市社会福祉協議会が子育て情報誌「子育て情報」を発行して紹介しています。
- ・さまざまな保育サービスや子育て支援サービスの提供を通じ、母子でいることの閉塞感、地域のなかでの孤立、要支援家庭や障害児に対する対応などの問題が把握されつつあり、レスパイトへの対応、母親の精神的なケア、必要に応じた経済的支援措置、身近な地域のなかでの親子遊びや相談の場の必要性などが課題視されてきています。

子育ての実感 ～ 母親に偏る育児負担、多岐にわたる不安への対応が課題 ～

- ・子育ての分担は母親に大きく偏っていますが、子育て中の保護者には「父母同じが理想」と考えている人が多数となっています。（C）
- ・父親の育児参加については、過半数が「社会的に問題でもわが家では問題ない」とし、約3分の1が「社会でもわが家でも問題」としています。（B）男女共同参画型の子育てを志向しながらも、現実的には仕事や通勤時間などを考えると子育てと仕事は分業せざるをえないという実情・実感を読み取ることができます。
- ・子育て中も「趣味」や「仕事」など自分のことをしたいが、「できにくい」と感じている母親が過半数に上り、子どもを預けて趣味活動などができる機会や場があればとの希望も見受けられます。（C）
- ・子育て感の変化については、第一子誕生前は約4割が「不安だった」と答えていますが、出産後は「楽しみ」と答えた人が半数を超え、「不安」と答えた人は2割弱となっています。（C）青少年期からの妊娠・出産への理解促進、先輩親との交流など、初めて子どもを持つ不安をやわらげる対応が求められます。
- ・子どもや子育てに対する不安・悩みについては、「犯罪等から子どもを守る」「子育ての経済的負担」「子どもの友達関係」「しつけ」「子どもの健康」「子育てと仕事や社会参加の両立」などがあ

げられました。子育てをめぐる不安が多岐にわたっている様子うかがえます。(C)

親として・大人としてできること

- ・子育てに関して保護者としてできることは、「しつけ・生活習慣」「生活の中で体験させる」「子どもとよく話す」「健康管理」「家族の時間を大事にする」などがあげられました。(C)
- ・地域の大人としてできることとしては、「学校・幼稚園・保育所の活動」「よその子でも叱る」「子どもの安全見守り」「地域行事に参加」「子どもへの声かけ」「ルールやモラルを示す」「サークル・子ども会に参加などがあげられました。日ごろの見守りや声かけなどに心がけている様子うかがわれるとともに、学校・幼稚園・保育所などの施設が、他の子どもたちと関わる重要な拠点となっていることや地域行事、サークル・子ども会も重要な参加の場であることがうかがえます。(C)

子育て環境としての逗子市及び地元地域の評価

もっと自然のなかで遊ばせたい/子どもどうして遊ばせたい

- ・子どもがよく行く場所としては、「近所の公園」「友だちの家」が多いほか、「少し離れた公園」「海・海辺」などもあげられました。(C)
- ・「もっと地域の自然教室・自然観察会に参加させたい」と考える親は多い一方で、地域の自然にゆっくり触れあう機会は3歳がピークとなっています。4歳以上になると「幼稚園又は保育所+習い事」という子どもが増え、小学生になると4割以上の子どもが塾通いをしています。(C)
- ・多くの保護者が、子どもにもっと「自然とのふれあい」「子どもどうしの遊びをさせたい」と考えています。(C)

逗子市は子育てしづらい?!

- ・子育て中の親の約半数が逗子市は「子育てしづらい」と評価しており、「普通」が約3割、「しやすい」が約2割となっています。(C)
- ・逗子市の子育て環境については、「親子で参加できる活動の場」「教育のための環境」は概ね「普通」との評価になっていますが、「乳幼児を遊ばせるところ」「小学生が遊ぶ環境」については過半数が「不十分」と答えており、遊び場に対する不足感を持っていることがうかがえます。
- ・地元地域の子育て環境については、「自然とのふれあい環境」は過半数が「よい」と答え、満足度が高いことがうかがえます。「近所の人との関わり」は約4割が「温かい」と答え、「地域の子どもの行事」は過半数が「普通」との回答になっていますが、地域により回答の傾向は異なります。
- ・「防犯等の安全性」では過半数が「不安」と答えており、全市的に課題視されていることがうかがえます。(C)

(3) 青少年の生活と意識

住まい方 ~ 半数近くが自分の代から逗子市に居住開始 ~

- ・青少年の逗子市への居住開始の時期は、「自分の代から」が半数近くで、「祖父母又はそれ以前から」が3割、「親の代から」が2割弱となっています。(C)
- ・家族構成は、7割以上が「父母+兄弟姉妹」となっており、三世同居も2割強となっています。

日ごろの生活 ～ 部活と塾で忙しい子どもたち ～

- ・3人に1人は市外に通っており、とくに高校生は8割近くが市外に通学しています。公立私立の区分で見ると、高校生は半数強、中学生では3割弱、小学生では1割弱が私立の学校に通っています。「職場」「養護学校」などもわずかにあげられています。(C)
- ・平日夕方から夜にかけての過ごし方は、自宅ですごすほかは、小学生では「友だちと遊ぶ」が多く、中高生では「部活動」が多くなっています。塾や予備校、習い事やスポーツ教室(高校生はアルバイト)などに通う子どもも少なくなく、忙しい生活を送っていることがうかがえます。(C)

<平日夕方から夜にかけての過ごし方>

| | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 |
|----------|------------|------------|------------|----------|
| 小学生(10歳) | 自宅ですごす 72% | 友だちと遊ぶ 62% | 習い事等 41% | 塾 32% |
| 中学生(13歳) | 部活動 76% | 自宅ですごす 72% | 塾 40% | 習い事等 28% |
| 高校生(16歳) | 自宅ですごす 61% | 部活動 51% | 友だちと遊ぶ 36% | 予備校 30% |

- ・休日は、小学生は家族と、中高生は友だちとすごすことが多く、買い物などで外出することも休日の大きな楽しみになっているようです。(C)

<休日の過ごし方>

| | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 |
|----------|------------|------------|------------|------------|
| 小学生(10歳) | 自宅ですごす 70% | 家族とすごす 66% | 友だちと遊ぶ 56% | 買い物 56% |
| 中学生(13歳) | 自宅ですごす 80% | 友だちと遊ぶ 64% | 部活動 63% | 買い物 53% |
| 高校生(16歳) | 自宅ですごす 69% | 友だちと遊ぶ 64% | 買い物 60% | 家族とすごす 38% |

- ・「わくわくする場所」について尋ねたところ、小学生では「学校」及び「友だちの家」、中高生では「学校」及び「ショッピングセンター」が上位であげられました。次いで小中学生はプール・体育館・グラウンドなどの体育施設があげられ、高校生は「海・海辺」もあげています。(C)

<わくわくする場所>

| | 1位 | 2位 | 3位 |
|----------|----------------|----------------|---------------|
| 小学生(10歳) | 学校 36% | 友だちの家 33% | プール 26% |
| 中学生(13歳) | 学校 42% | ショッピングセンター 24% | 体育館・グラウンド 23% |
| 高校生(16歳) | ショッピングセンター 47% | 学校 29% | 海・海辺 28% |

- ・「もっとしたいこと」について尋ねたところ、小学生では「友だちと遊ぶ」、中高生では「ゆっくりねる・休む」が第1位にあげられました。「趣味を楽しむ」「体を動かす・鍛える」という回答や、高校生では「お金を稼ぎたい」という回答もあげられています。(C)

<もっとしたいこと>

| | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 |
|----------|------------|------------|------------|------------------------|
| 小学生(10歳) | 友だちと遊ぶ 64% | ゆっくりねる 58% | 趣味を楽しむ 47% | 体を動かす 45% |
| 中学生(13歳) | ゆっくりねる 80% | 友だちと遊ぶ 64% | 趣味を楽しむ 62% | 体を動かす 49% |
| 高校生(16歳) | ゆっくりねる 73% | 趣味を楽しむ 56% | 友だちと遊ぶ 55% | 体を動かす 43% お金を稼ぐ 43% |

- ・学校での活動も塾もきちんとやらなければならないと考えている子どもが多く、教師の眼からみてもとくに中学生はスケジュールに追われ、疲れているようにみえるようです。(D)

学校・家族・友だちについて

学校は友だちと一緒にいられるところ

- ・学校は、子どもたちにとって第1に「友だちと一緒にいられるところ」であり、「先生に勉強を教わる場所」は第2位となっています。次いで「楽しいところ」(とくに小学生で高率)「色々な体験ができる場所」ととらえられており、また、中高生は、「将来の夢や可能性を育てるところ」としてもとらえられているようです。(C)
- ・公立中学・高校に通う子どもに「学校が好きかどうか」聞いたところ、中学2年生では6割弱、高校1～3年生では4割強が「好き」と答えています。一方、中学2年生の2割、高校生の1割強が「好きでない」と答えています。(D)

家庭・家族は自分を守り育ててくれるもの

- ・家庭は、年齢によってとらえ方が異なり、小学生にとっては「家族と一緒にいられる場所」「自分を守り育ててくれる場所」となっており、中学生にとっては「家族と一緒にいられる場所」「休みくつろぐ場所」「自分を守り育ててくれる場所」となっています。また、高校生では「休みくつろぐ場所」との見方が最も高くなっています。(C)
- ・公立中学・高校に通う子どもに「家族が好きかどうか」聞いたところ、中高生とも半数弱が「好き」と答え、「好きでない」との回答は低率となっています。(D)

友だちは大事。だから気を遣う?!

- ・公立中学・高校に通う子どもに友だちの多さについて聞いたところ、中学2年生の半数強、高校生の半数弱が「多い方だ」と答え、「少ない方だ」との回答は低率となっています。(D)
- ・最近では、携帯電話が重要なコミュニケーションの手段となっており、相手からの返信があるかどうかがとても気になる様子も見受けられます。小中学生ではトラブルのもとになることもあります。最近の子どもたちは、傷つきやすいがゆえに友だちに対してとても気を遣っている面があり、ストレスを抱えている様子も見受けられます。

自分自身について ～ 勉強や進路が悩み ～

- ・自分の健康状態については、8割以上が「健康」と答えていますが、「何となく調子が悪い・とても調子が悪い」という子どもも約1割となっています。「何となく調子が悪い」という回答は小学生では低率ですが、中高生では7～8人に1人程度の割合となっています。(C)
- ・公立中学・高校に通う子どもに「自慢できること」を聞いたところ、中学生は、スポーツ・音楽・学業の特技・能力・実績、自分の性格についての記述が目立ちました(自由記述)。また、高校生は、「友だち」との回答が最も多く、次いで自分の住むまち、部活、家族、自分の性格の順となっています(選択式)。一方「自信のないこと」としては中高生とも「勉強のこと」に回答が集中しました。(D)
- ・また、「今夢中になっていること」について聞いたところ、部活、スポーツ、趣味について豊富にあげられましたが、高校生では3人に1人が「とくにない」と答えています。(D)

<今夢中になっていること>

| | 1位 | 2位 | 3位 |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 小学生(10歳) | とくにない31% | 友だちのこと22% | 勉強のこと20% |
| 中学生(13歳) | 勉強のこと46% | 進路のこと40% | 友だちのこと27% |
| 高校生(16歳) | 進路のこと63% | 勉強のこと30% | 自分の性格22% |

- ・現在の「悩み」についてみても、中高生では勉強や進路について不安や悩みを抱えている様子が見受けられます。(C)
- ・悩みの相談先は、1位「友だちや先輩」(年齢が高いほど高率)、2位「母親」(小学生では1位)に集中しており、「父親」をあげた人は小学生の2割、中高生の1割となっています。

社会との関わり ~ ボランティアは学校のプログラム、アルバイトは自発的に ~

- ・高校生の3人に1人はアルバイトをしており、自分で働いてお金を得ることへの関心は高く、自主的な意欲が感じとられます。(C)
- ・一方、ボランティア活動については、半数近くが「経験したことがある」(とくに高校生で高率)と答え、「現在活動している」との回答は数パーセント(比較的小学生で高い)ありますが、学校のプログラムとしての参加経験が大半を占めています。(C)
- ・今後のボランティア活動の意向は、受験が終わったら「考えたい・わからない」と答えた子どもが4割、「参加したい」と答えた子どもが3割、無関心の子どもが3割という結果でしたが、そのようななかでも「できそう・したいと思う活動」として「小さい子どもと遊んであげる活動」をあげる子どもも多く、年齢を超えた子どもどうしのつながりに関心を持っているようです。(C)
- ・市内中学校では、中学生の職業体験に力を入れており、そのなかで保育所や子育て支援センターでの活動を取り入れている学校もあります。また、県立逗子高校では国際的にも通用するような福祉人材の育成を目指しており、高齢者センターなどでのボランティア活動も取り入れるなど、地域に眼を向けた活動が広がりつつあります。

地域との関わり

近所づきあいは年齢が高まるほど希薄化

- ・近所づきあいについては、「あいさつするくらい」が半数に近く、「いさせてもらえる家がある」が2割、「自分はあまりしない」「つきあいはほとんどない」「子どもどうしは一緒に遊ぶ」が各1割程度ずつとなっています。年齢が高くなるにつれて近所づきあいをしなくなる傾向がみられるほか、居住地区によっても違いがあります。(C)
- ・近所づきあいの考え方は、「とても大切」との積極派が約5割、「しないよりした方がいい」との中間派が約4割、「関心がない」又は「しない方がよい」という消極派が約1割となっており、積極派は年齢が低いほど多くなっています。(C)

地元の大人を頼りにしている？

- ・なお、地元でよくない行動をしていたら地元の大人はどう対応すると思うかという問に対し、4割強の子どもが「注意してくれるだろう」、4割弱の子どもが「わからない」と答え、「気づかないふりをするだろう」と答えた子どもも1割ほどありました。(C)
- ・地元のまちで危険を感じたらどうするかについては、「近くの人に助けを求める」か「知っている店や家にかけこむ」との意向が示されました。地元の大人を頼る気持ちは年齢が高くなるにつれて薄まり、高校生はいざとなれば携帯で連絡をとるなど、自力で何とかしようと思うようです。(C)

地元でもっと友だちと遊びたい!

- ・逗子市の子どもたちに地元のまち（小中学校の学区ぐらい＝歩ける程度の範囲）が好きかどうか聞いたところ、8割以上が「好き」と答えています（とくに小学生が高率で、居住地区別によっても差がみられます。）（C）
- ・逗子市に住む子どもたちにとって、地元のまちとは「家族や友だちが住むふるさと」「安心してほっとできるところ」であり、「自然やまちなみがきれいなところ」となっています。小学生には「楽しい」「集いのあるところ」となっていますが、年齢が高くなると「つまらない」と感じる子どもも若干出てきています。（C）
- ・地元のまちで「よくしていること」としては、小学生が「子どもどうしの遊び」「塾通いや習い事」「スポーツ」「祭りなどへの参加」などが多いのに対し、年齢が高くなるにつれて「とくにない」をあげている子どもが多くなっています。（D）部活や受験勉強などで小学生時代の活動が分断されること、市域を超えた通学が増えること、発達段階でより広い世界に眼が向くようになることなどが要因と考えられます。
- ・地元のまちで「もっとできればいい」と思うことについては、「子どもどうしでの遊び」「スポーツ」をあげる子どもが多く、「自然とのふれあい」「さまざまな人との交流」「祭りなどへの参加」「地元のことを知る」などの回答も多く見受けられました。高校生でも「仕事・アルバイト」のほかに「スポーツ」「自然とのふれあい」など、もっと地元でしたいと思っていることは少なくないようです。（C）
- ・逗子市の子ども会の活動は活発で、47の子ども会で約1600名の会員に対し約440名の指導者がいます（神奈川県子ども会連絡協議会調べ：平成15年6月1日）。スポーツなどを中心に、年齢を超えた子どもたちの活動への展開も期待されます。

逗子市の子どもとして ~ 自然が豊かな逗子が好き ~

- ・7割以上の子どもが「逗子が好き」と答えています（年齢では小学生で高く、中学生で低くなっています。地域では新宿地区の子どもがとくに高率となっています。）（C）
- ・子どもたちからみて、逗子市のイメージは「自然が豊か」で、「ゆったりしている」が、「活気や人情はあまり感じられない」ようです。（C）
- ・将来の逗子市に望む姿としても、「人と自然が仲良く暮らすまち」「自然を第一に考えるまち」との回答が多くなっています。また、「子どもが安心して遊べるようなまち」「安心して住み続けられるまち」との回答も少なくありません。
- ・そのようなまちをつくるために、自らできること・したいことについて聞いたところ、6割の子どもが「日ごろから自然やまちを大切にすると答えており、次いで「地元のことを知り関心を持つ」「社会人としての力をつけていく」との答えも出ています。（C）
- ・一方で、中学生に地元（逗子）でできたらいいと思うことを聞いたところ、「野球場などのスポーツ施設」「デパートやさまざまな店」など、地元にはない都市的な施設へのあこがれが多くあげられました。（D）
- ・高校生（市外からの通学者が8割以上）に逗子市の評価について聞いたところ、4人に1人程度が「公共施設」が優れていると答えています。また、「交通機関」や「買い物」が不便との回答が多く、将来逗子市に住みたいかどうかについては、4割強が「住みたくない」と答えています。（D）
- ・一方、逗子市に住んでいる小中高校生の意識としては、約8割が「住み続けたい」と答えています。（C）

大人になるということ ~ 身近な人を見習いながら大人になっていく ~

- ・逗子市の子どもたちは、大人になることについて「楽しみだが不安もある」と感じています。「とても楽しみ」との回答は年齢が低いほど、「不安」との回答は年齢が高いほど多くなっています。
(C)
- ・大人になることでとくに楽しみにしているのは、「好きな仕事をする(57%)」「自分でお金を稼ぐ(44%)」で、「車の運転ができる(31%)」に次いで、「結婚する(23%)」「子どもを育てる(23%)」があげられています。(C)
- ・将来に向けては、まず勉強をがんばると考えている子どもが多くなっています。(C・D)
- ・大人になるのを見習っていきたい人については、逗子市の小中高校生は「母(43%)」「父(37%)」に回答が集中し、次いで「学校の先生(12%)」「学校の先輩(10%)」「塾や習い事の先生(9%)」の順で回答がありましたが、逗子市内の公立高校でアンケートを実施したところ、まず「友だち(31%)」「先輩(26%)」があげられ、次いで「父(21%)」「母(21%)」「有名人(18%)」があげられ、傾向差が最も際立つ項目となっています。(C・D)

結婚と子育てについて ~ 将来は子どもを持ちたい ~

- ・逗子市の公立高校に通う高校生に、結婚について尋ねたところ、「したい(30%)」「楽しみ(29%)」「考えたことがない(26%)」との回答が多くあげられ、次いで、「したくない・必要と思わない(9%)」「不安(7%)」との回答もあげられました。(D)
- ・将来子どもを持つことについては、「楽しみ(50%)」「考えたことがない(27%)」「不安(14%)」との回答状況で、子どもを持つ希望については、「持ちたい(86%)」が、「持ちたくない(5%)」と、楽しみでも不安でも「持ちたい」と考える高校生が大半を占めました。(D)
- ・子育てと仕事の両立のために大切なことについて聞いたところ、「夫婦相互の協力(76%)」「家族の協力(61%)」で回答率が高く、「保育園など子育て環境の充実(38%)」「職場のバックアップ(26%)」「隣近所の支援(20%)」などの回答もあげられています。子育ては家庭内での自助努力を基本に、必要に応じて市民相互でこれを支えて合っていくといった考え方をくみ取ることができます。(D)

(4) 要保護児童への取組みと安全の確保

要保護児童の状況

障害児への対応

- ・身体障害児と知的障害児の推移を身体障害者手帳と療育手帳の交付者の推移で見ると、ともに増加傾向(身体障害者手帳交付者:平成10年11名 平成16年38名、療育手帳交付者:平成10年25名 平成16年34名)にあります。
- ・逗子市では、健診時などを活用した発達の遅れの早期発見、保護者への支援などを行っています。また、療育相談室を設置し、心身の発達、発育に関する相談などの業務を行うとともに在宅の心身障害児(就学前児童)に対する通園の場を設け、集団保育、必要な指導、訓練などを行う通園事業を行っています。
- ・保育所、幼稚園、小中学校、ふれあいスクールや学童クラブでは、対応可能な範囲で障害児を受け入れています。

- ・逗子市では、「逗子市公共施設整備福祉適合検討委員会設置等に関する要綱」に基づいた公共施設のバリアフリー整備や「逗子市交通バリアフリー基本構想」に基づいた公共交通機関などの施設のバリアフリー整備を推進しています。

虐待などの問題

- ・児童虐待に関する相談機関への相談件数をみると、逗子市では平成 14 年度は 8 件であったものが、平成 15 年度は 45 件となっており、急な増加が懸念されています。虐待の内容では、半数以上が「ネグレクト」で、次いで「心理的虐待」「身体的虐待」の順となっています（県横須賀児童相談所調べ）
- ・児童虐待など人権侵害に遭うおそれがある子どもに対しては、その環境からすぐに子どもを救うとともに親のケアも必要となります。
- ・逗子市では、県横須賀児童相談所と共同して、平成 14 年度に「逗子市児童虐待防止ネットワーク」を設置し、関係機関との連携により育児不安への対応、児童虐待等の防止、早期発見と迅速な対応を図っています。

青少年をめぐる社会的な問題

- ・逗子市は、青少年を有害な環境から守ってきたまちであり、凶悪な少年犯罪などは発生していません。しかしながら、自然環境が豊かで緑が多い反面、夜間において公園や街路が暗いなどの実態があり、子育て家庭など市民の不安も高まっています。
- ・また、不登校やいじめ、若者の社会的ひきこもりの増加、定職につかない若者の増加、インターネット上の犯罪（出会い系サイトを利用した犯罪、ネット犯罪、不正請求など）などへの不安は、逗子市でも例外ではありません。
- ・神奈川県警では、子どもを犯罪から守る活動・事業として「スクール・ポリスネット」や「安全・安心まちづくり指導員」の派遣などを行っています。逗子市においても、公園アダプトプログラムの推進や「子ども緊急避難所」などの防犯ボランティア活動の支援、教師の防犯講習への参加など防犯対策を行っており、さらに、子どもを犯罪や事故から守るため、「危機管理」による「安全」を戦略的に取り組むべき課題と位置付けています。

平成 15 年 7 月 16 日 法律第 120 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条 第 6 条)
- 第 2 章 行動計画
 - 第 1 節 行動計画策定指針(第 7 条)
 - 第 2 節 市町村行動計画及び都道府県行動計画(第 8 条 第 11 条)
 - 第 3 節 一般事業主行動計画(第 12 条 第 18 条)
 - 第 4 節 特定事業主行動計画(第 19 条)
 - 第 5 節 次世代育成支援対策推進センター(第 20 条)
- 第 3 章 次世代育成支援対策地域協議会(第 21 条)
- 第 4 章 雑則(第 22 条・第 23 条)
- 第 5 章 罰則(第 24 条 第 27 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

(基本理念)

第 3 条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 4 条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念(次条及び第 7 条第 1 項において「基本理念」という。)にのっとり、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第 5 条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第6条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第2章 行動計画

第1節 行動計画策定指針

第7条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第1項の市町村行動計画及び第9条第1項の都道府県行動計画並びに第12条第1項の一般事業主行動計画及び第19条第1項の特定事業主行動計画(次項において「市町村行動計画等」という。)の策定に関する指針(以下「行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

次世代育成支援対策の内容に関する事項

その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の市町村行動計画及び第9条第1項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。

5 市町村は、毎年少なくとも1回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関してとくに必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県行動計画)

第9条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定するものとする。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。

5 都道府県は、毎年少なくとも1回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

第10条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する国の援助)

第11条 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第12条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。)を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

計画期間

次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のもの(第16条第1項及び第2項において「中小事業主」という。)は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを

変更したときも同様とする。

- 4 第1項に規定する一般事業主が同項の規定による届出をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出をすべきことを勧告することができる。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第13条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第3項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(表示等)

第14条 前条の規定による認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が第13条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなったと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。)であって、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おう

とする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第12条第1項又は第3項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第4節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を策定するものとする。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

計画期間

次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第5節 次世代育成支援対策推進センター

第20条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体(法人でない団体又は連合団体であって代表者の定めがないものを除く。)であって、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。

3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第1項の指定を取り消すことができる。
- 5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第2項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 第1項の指定の手続その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第3章 次世代育成支援対策地域協議会

- 第21条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を組織することができる。
- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
 - 3 前2項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第4章 雑則

(主務大臣)

- 第22条 第7条第1項及び第3項から第5項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分(雇用環境の整備に関する部分を除く。)については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。
- 2 第9条第4項及び第10条第2項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

(権限の委任)

- 第23条 第12条から第16条までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第5章 罰則

- 第24条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
- 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
 - 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
 - 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者
- 第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
- 第14条第2項の規定に違反した者
 - 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
 - 第20条第5項の規定に違反した者
- 第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務

に関し、第 24 条、第 25 条又は前条第 1 号から第 3 号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条及び第 22 条第 1 項の規定は公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から、第 8 条から第 19 条まで、第 22 条第 2 項、第 23 条から第 25 条まで、第 26 条第 1 号から第 3 号まで及び第 27 条の規定は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(この法律の失効)

第 2 条 この法律は、平成 27 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第 20 条第 2 項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第 5 項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(検討)

第 3 条 政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

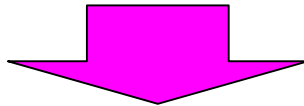
背景及び趣旨

少子化の主たる要因であった晩婚化・未婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新たな現象の把握と急速な少子化の進行を踏まえ、少子化の流れを変えるため、従来の取組に加え、もう一段の対策を推進することが必要

このため、平成15年3月に、政府として「次世代育成支援に関する当面の取組方針」を策定。

併せて、同月には、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進するための「次世代育成支援対策推進法案」を提出し、7月に成立。

同法においては、市町村行動計画、都道府県行動計画、一般事業主行動計画及び特定事業主行動計画をそれぞれ策定することとし、主務大臣は、これらの行動計画の策定に関する指針を策定。



次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

基本理念

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

策定の目的、関係者の連携、次世代育成支援対策地域協議会の活用

市町村行動計画及び都道府県行動計画

策定に関する基本的な事項

- 1 計画策定に当たっての基本的な視点
 - 子どもの視点、次代の親づくりという視点、サービス利用者の視点、社会全体による支援の視点、すべての子どもと家庭への支援の視点、地域における社会資源の効果的な活用の視点、サービスの質の視点、地域特性の視点
- 2 必要とされる手続
 - サービスの量的・質的なニーズを把握するため、市町村はサービス対象者に対するニーズ調査を実施。
 - 説明会の開催等により住民の意見を反映させるとともに、策定した計画を公表。
- 3 策定の時期等
 - 5年を1期とした計画を、平成16年度中に策定し、5年後に見直し。
- 4 実施状況の点検及び推進体制
 - 各年度において実施状況を把握、点検しつつ、実施状況を公表。

内容に関する事項

- 1 地域における子育ての支援
 - 児童福祉法に規定する子育て支援事業をはじめとする地域における子育て支援サービスの充実
 - ・居宅における支援、・短期預かり支援、・相談・交流支援、・子育て支援コーディネート
 - 保育計画等に基づく保育所受入れ児童数の計画的な拡充等の保育サービスの充実
 - 地域における子育て支援のネットワークづくり
 - 児童館、公民館等を活用した児童の居場所づくりなど、児童の健全育成の取組の推進
 - 地域の高齢者が参画した世代間交流の推進、余裕教室や商店街の空き店舗等を活用した子育て支援サービスの推進等
 - 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
 - 乳幼児健診の場を活用した親への相談指導等の実施、「いいお産」の適切な普及、妊産婦に対する相談支援の充実など、子どもや母親の健康の確保
 - 発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事づくり等の体験活動を進めるなど、食育の推進
 - 性に関する健全な意識の涵養や正しい知識の普及など、思春期保健対策の充実
 - 小児医療の充実、小児慢性特定疾患治療研究事業の推進、不妊治療対策の推進
 - 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
 - 子どもを生み育てることの意義に関する教育・啓発の推進
 - 家庭を築き、子どもを生み育てたい男女の希望の実現に資する地域社会の環境整備の推進
 - 中・高校生等が子育ての意義や大切さを理解できるよう、乳幼児とふれあう機会を拡充
 - 不安定就労若年者（フリーター）等に対する意識啓発や職業訓練などの実施
 - 確かな学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成、信頼される学校づくり、幼児教育の充実など、子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
 - 発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会・情報の提供、子育て経験者等の「子育てサポーター」の養成・配置など、家庭教育への支援の充実
 - 自然環境等を活用した子どもの多様な体験活動の機会の充実など、地域の教育力の向上
 - 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
 - 4 子育てを支援する生活環境の整備
 - 良質なファミリー向け賃貸住宅の供給支援など、子育てを支援する広くゆとりある住宅の確保
 - 公共賃貸住宅等と子育て支援施設の一体的整備など、良好な居住環境の確保
 - 子ども等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備
 - 公共施設等における「子育てバリアフリー」の推進
 - 子どもが犯罪等の被害に遭わないための安全・安心まちづくりの推進
 - 5 職業生活と家庭生活との両立の推進
 - 多様な働き方の実現、男性を含めた働き方の見直し等を図るための広報・啓発等の推進
 - 仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関係法制度等の広報・啓発等の推進
 - 6 子ども等の安全の確保
 - 子どもを交通事故から守るための交通安全教育の推進、チャイルドシートの正しい使用の徹底
 - 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
 - 犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直り支援
 - 7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進
 - 児童虐待防止対策の充実
 - 母子家庭等の自立支援の推進
 - 障害児施策の充実
- 各施策の目標設定に当たっては、可能な限り定量的に示す等具体的な目標を設定。

一般事業主行動計画

策定に関する基本的な事項

- 1 計画策定に当たっての基本的な視点
労働者のニーズを踏まえた取組の視点、 企業全体での取組の視点、 企業の実情を踏まえた取組の視点、 社会全体による支援の視点 等
- 2 計画期間
おおむね2年間から5年間の範囲
- 3 達成しようとする目標
制度の利用状況や制度の導入について、企業の実情に応じて達成状況を客観的に判断できる目標を設定。
- 4 その他
計画策定に当たっては、推進体制の整備、労働者の意見の反映等が重要。また、次世代育成支援対策推進法の基準に適合する一般事業主の認定を申請することを念頭に置き、計画策定・実施を行うことが望ましい。

内容に関する事項

- 1 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備
妊娠中及び出産後における配慮
子どもの出生時における父親の休暇取得の促進
育児・介護休業法の規定を上回る、より利用しやすい育児休業制度の実施
育児休業期間中の代替要員の確保や育児休業中の労働者の職業能力の開発・向上等、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備
短時間勤務制度やフレックスタイム制度実施等、労働者が子育てのための時間を確保できるようにするための措置の実施
事業所内託児施設の設置及び運営
子どもの看護のための休暇の措置の実施
育児等退職者についての再雇用特別措置等の実施 等
- 2 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備
ノー残業デー等の導入・拡充や企業内の意識啓発等による所定外労働の削減
年次有給休暇の取得の促進
短時間勤務や隔日勤務等の多様就業型ワークシェアリングの実施
テレワーク（ITを利用した場所・時間にとらわれない働き方）の導入
職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための意識啓発
- 3 地域における子育て支援等
託児室・授乳コーナーの設置等による子育てバリアフリーの推進
地域における子育て支援活動への労働者の積極的な参加の支援等、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施
子どもが保護者の働いているところを見ることができ「子ども参観日」の実施
企業内における家庭教育に関する学習機会の提供
インターンシップやトライアル雇用等を通じた若年者の安定就労・自立した生活の推進
上記の「内容に関する事項」を踏まえ、各企業の実情に応じた行動計画を策定。

特定事業主行動計画

策定に関する基本的な事項

- 1 計画策定に当たっての基本的な視点
職員のニーズを踏まえた取組の視点、 機関全体での取組の視点、 各機関の実情を踏まえた取組の視点、 社会全体による支援の視点 等
- 2 計画期間
おおむね5年間。
- 3 達成しようとする目標
制度の利用状況について、各機関の実情に応じて可能な限り定量的に目標を設定。
- 4 計画策定及び実施に係る手続
計画策定に当たっては、推進体制の整備、職員の意見の反映等が重要。また、策定した計画は公表。

内容に関する事項

- 1 勤務環境の整備に関する事項
妊娠中及び出産後における配慮 子どもの出生時における父親の休暇取得の促進
育児休業等経験者に関する情報提供、育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援
庁内託児施設の設置 事務の簡素合理化や意識啓発の推進等による超過勤務の縮減
年次休暇や連続休暇等の取得の促進 転勤、宿舍の貸与についての配慮
 - 2 地域における子育て支援等
子どもを連れた人が安心して来庁できるよう子育てバリアフリーを推進
地域における子育て支援活動への職員の積極的な参加の支援等、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施
子どもが保護者の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」の実施
機関内における家庭教育に関する学習機会の提供
- 上記の「内容に関する事項」を踏まえ、各機関の実情に応じた行動計画を策定。

1 定期的な保育等

通常保育事業（就学前）

| | |
|----------|---|
| 事業の内容 | 保護者の労働又は疾病により、家庭において当該児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育所で行う保育。開所時間は午前7時～午後6時。 |
| 平成16年度現況 | 600人（5か所） |
| 平成21年度目標 | 630人（5か所） |
| 備考 | 定員増予定の保育所あり。就学前児童の今後の増加は見込まれないものの、就労等によるニーズ増に対応。 |

延長保育事業（就学前）

| | |
|----------|--|
| 事業の内容 | 保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間（午前7時～午後6時）を超えて行う保育。 |
| 平成16年度現況 | 150人（5か所） |
| 平成21年度目標 | 150人（5か所） |
| 備考 | 勤務形態の多様化によりニーズ拡大も予想されるが、当面はファミリーサポートセンター事業で対応可能と見込む。 |

夜間保育事業

| | |
|----------|--|
| 事業の内容 | 保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所において夜間（午後12時まで）に行う保育。 |
| 平成16年度現況 | 0人（0か所） |
| 平成21年度目標 | 0人（0か所） |
| 備考 | ファミリーサポートセンター事業で対応。 |

トワイライトステイ事業（就学前）

| | |
|----------|--|
| 事業の内容 | 保護者の就業等で面倒をみられない場合、一時的に行う保育。 対象：2歳～6年生以下。午後5時～午後10時 施設：乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設など |
| 平成16年度現況 | 0人（0か所） |
| 平成21年度目標 | 0人（0か所） |
| 備考 | 当面はファミリーサポートセンター事業で対応。併せて実施可能な施設の発掘や協議を進める。 |

休日保育事業（就学前）

| | |
|----------|--|
| 事業の内容 | 保護者が仕事などにより、日曜、祝日、休日に家庭で保育ができない場合に代わって行う保育。 |
| 平成16年度現況 | 0人（0か所） |
| 平成21年度目標 | 20人（1か所） |
| 備考 | 推計ニーズ量は、1日あたり86人であるが、平成13年度までに行っていた地域育児強化事業の一時休日保育事業（市単独事業）の実績が低かったこと（平成13年度：年間延べ利用者13人）を考慮し、目標事業量は20人とした。 |

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

| | |
|----------|--|
| 事業の内容 | 小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、放課後に保護者のいない家庭など小学校低学年を対象に遊びや生活の場などの提供を行う。 |
| 平成16年度現況 | 100人（4か所） |
| 平成21年度目標 | 150人（6か所） |
| 備考 | 今後のニーズ増を想定し、全小学校区（5区域）で実施する。 |

2 一時預かり型事業

病後児保育事業（派遣型・施設型）

| | |
|----------|---|
| 事業の内容 | 病状回復期にある概ね10歳未満の児童で、保護者の労働その他の理由により家庭での保育に支障がある場合に一時的に行う保育。家庭又は保育士、看護師その他の施設、病院又は診療所において適当な設備を備える等により保育を行う施設型がある。 |
| 平成16年度現況 | 0人（0か所） |
| 平成21年度目標 | 0人（0か所） |
| 備考 | 将来のニーズ発生に備え、医療機関やファミリーサポートセンターと連携して保育支援への体制づくりを進める。 |

ショートステイ事業

| | |
|----------|--|
| 事業の内容 | 保護者が病気になった場合などに、児童養護施設等において一時的に児童を短期間（7日間程度）預かるもの。 対象：2歳～6年生以下。午後5時～午後10時 施設：乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設など |
| 平成16年度現況 | 0人（0か所） |
| 平成21年度目標 | 0人（0か所） |
| 備考 | 推計ニーズ量は、1日あたり2人と少ない。代替的サービスの検討と並行して実施可能な施設の発掘や協議を進める。 |

一時保育事業

| | |
|----------|---|
| 事業の内容 | 保護者が、就労、病気等で家庭での保育ができなくなった場合に一時的に保育を行うもの。 |
| 平成16年度現況 | 10人（1か所） |
| 平成21年度目標 | 20人（2か所） |
| 備考 | 推計ニーズ量は1日あたり29人となっているが、保育園の施設整備の見込みやファミリーサポートセンターの活用などを考慮して1日あたり20人とした。 |

特定保育事業

| | |
|----------|--|
| 事業の内容 | 保護者が、パート等を行っている等により保育が困難な0～3歳未満児に対して、週2、3日程度又は午前か午後のみ等の柔軟な保育を行うもの。 |
| 平成16年度現況 | 0人（0か所） |
| 平成21年度目標 | 10人（1か所） |
| 備考 | 推計ニーズ量は、1日あたり22人となっているが、保育園の受入れ態勢や窓口現場における利用希望者の状況等を考慮し、1日あたり10人とした。 |

3 地域における子育て支援事業

ファミリーサポートセンター

| | |
|------------|---|
| 事業の内容 | 保育等の援助を受けたい人と行いたい人を会員とする組織により、保育所への送迎、一時的な預かり等育児についての助け合いを行うもの。 |
| 平成 16 年度現況 | 1 か所 |
| 平成 21 年度目標 | 1 か所 |
| 備考 | 支援会員の確保を推進し、充実化を図る。 |

子育て支援センター

| | |
|------------|--|
| 事業の内容 | 子育てに対する悩みごとの相談対応や指導など子育て家庭に対する育児支援を行うもの。 |
| 平成 16 年度現況 | 1 か所 |
| 平成 21 年度目標 | 1 か所 |
| 備考 | 平成 17 年度以降巡回相談を実施し、充実化を図る。 |

つどいの広場

| | |
|------------|---|
| 事業の内容 | 主に乳幼児（0～3歳児）を持つ子育て中の親が、うち解けた雰囲気の中で気軽に集い交流するとともに、子育ての相談に応じる場の提供を行うもの。 |
| 平成 16 年度現況 | 0 か所 |
| 平成 21 年度目標 | 0 か所 |
| 備考 | 親子遊びの場づくりを進めるとともに、子育てひろば（子育て支援センター）ほっとスペース（ふれあいスクール）子育て ROOM 陽だまり（社会福祉協議会）親子広場（育児サークル連絡協議会）等の事業の効果的な連携・連動を図る。 |

平成4年4月1日施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市福祉プラン(以下「福祉プラン」という。)の実施を推進するため、公・共・私の連携を図り、保健、福祉等の諸サービス(以下「諸サービス」という。)の総合調整を行う逗子市福祉プラン推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置し、その運営について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 推進協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

諸サービスの総合調整に関すること。

諸サービスの推進に必要な事業及びシステムの企画、開発に関すること。

高齢者、障害児者及び在宅療養者の処遇体制に関すること。

保健、福祉等に関する行政機関及び公共的団体の連絡、調整に関すること。

逗子市地域福祉計画、逗子市高齢者保健福祉計画、逗子市母子保健計画、逗子市障害者福祉計画及び逗子市次世代育成支援行動計画の推進及び進行管理並びに市長から諮問を受けた当該計画の策定又は改定のための提言に関すること。

前号に掲げる計画以外で市長から諮問を受けた保健福祉に関する計画の策定のための提言に関すること。

その他福祉プランの実施の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進協議会は、委員25人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

知識経験を有する者

市民

公共的団体の推薦を受けた者

関係行政機関の職員

市職員

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進協議会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことはできない。

(協力の要請)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(部会)

第8条 推進協議会に、第2条第5号に規定する事項を処理するため、次の部会を設置する。

地域福祉計画部会

高齢者保健福祉計画部会

母子保健計画部会

障害者福祉計画部会

次世代育成支援計画部会

- 2 前項に掲げる各部会は、部会員14人以内をもって組織する。
- 3 部会員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - 知識経験を有する者
 - 市民
 - 公共的団体の推薦を受けた者
 - 関係行政機関の職員
 - 市職員
- 4 部会員の任期は、現に存する推進協議会の委員の任期と同一とする。ただし、部会員が欠けた場合における補欠の部会員の任期も同様とする。
- 5 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により定める。
- 6 第5条第2項の規定は部会長について、同条第3項の規定は副部会長について、前2条の規定は部会の会議について準用する。

(臨時部会)

第9条 推進協議会に、第2条に規定する事項(第5号を除く。)の特定課題について調査、検討するため、必要に応じて臨時部会を設置することができる。

- 2 臨時部会は、部会員15人以内をもって組織する。
- 3 部会員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - 知識経験を有する者
 - 市民
 - 公共的団体の推薦を受けた者
 - 関係行政機関の職員
 - 市職員
- 4 臨時部会に、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により定める。
- 5 臨時部会は、第1項に規定する調査、検討を完了し、その結果を推進協議会に報告したときをもって解散する。
- 6 第5条第2項の規定は部会長について、同条第3項の規定は副部会長について、第6条及び第7条の規定は臨時部会の会議について準用する。

(秘密の保持)

第10条 推進協議会の委員及び部会員は、職務上知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 推進協議会の庶務は社会福祉課において処理するほか、第8条に規定する部会及び第9条に規定する臨時部会の庶務は、それぞれ次の各号に掲げる課がいにおいて処理する。

地域福祉計画部会 社会福祉課

高齢者保健福祉計画部会 介護保険課

母子保健計画部会 市民健康課
障害者福祉計画部会 福祉課
次世代育成支援計画部会 福祉課
臨時部会 その事務を所掌する課かい

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 推進協議会並びに部会及び臨時部会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際に現に委嘱又は任命されている委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成15年4月30日までとする。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の逗子市福祉プラン推進協議会の設置及び運営に関する要綱第8条第3項又は第9条第3項の規定により委嘱又は任命した部会員は、それぞれ改正後の逗子市福祉プラン推進協議会の設置及び運営に関する要綱第8条第3項又は第9条第3項の規定により委嘱又は任命した部会員とみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年4月26日から施行する。

資料6

逗子市福祉プラン推進協議会次世代育成支援計画部会部会員名簿

平成 17 年 3 月 31 日現在

| 区 分 | 氏 名 | 選 出 団 体 等 |
|---------------|--|---------------------------------|
| 知識経験を有する者 | 新保 幸男 しんぼ ゆきお | 神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部社会福祉学科助教授 |
| 市 民 | 寺島 潔 てらじま きよし | 逗子市福祉プラン推進協議会公募市民委員 |
| 公共的団体の推薦を受けた者 | 森本 恵美 もりもと めぐみ | 逗葉私立幼稚園協会 |
| " | 五十嵐 樹 いがらし みき | 市内民間保育所 |
| " | 高橋 由美子 たかはし ゆみこ | 逗子市育児サークル連絡協議会 |
| " | 本田 肇 ほんだ はじめ | 児童館設置を願う市民の会 |
| " | 津留崎 寿美子 つるざき すみこ | 逗子市青少年指導員連絡協議会 |
| " | 石井 義晴 いしい よしはる | 逗子市学童保育連絡協議会 |
| " | 黒川 久乃 くろかわ ひさの (16.5.18～16.8.27) | 逗子小学校 ふれあいスクール保護者会 |
| | 宮崎 和雄 みやざき かずお (16.8.27～) | |
| " | 岸田 眞由美 きしだ まゆみ | 逗子市手をつなぐ育成会 |
| 関係行政機関の職員 | 川村 信敏 かわむら のぶとし | 逗子市教育委員会教育部長 学校教育部長 |
| " | 小林 秀次 こばやし ひでじ | 横須賀児童相談所 所長 |
| " | 関根 弘子 せきね ひろこ | 神奈川県鎌倉保健福祉事務所 保健福祉部保健福祉課課長補佐 |
| " | 中田 好一 なかた よしかず (16.5.18～16.9.14) | 逗子警察署 生活安全課長 |
| | 大村 潔 おおむら きよし (16.9.16～) | |

| | 次世代育成支援計画部会 | 市 |
|--------------------|--|---|
| 平成16年 1月～ 2月 | | 逗子市次世代育成支援に関するアンケート調査を実施 |
| 5月 | 第1回会議 平成16年5月18日(火) <議題等> 部会員の紹介 部会長及び副部会長の選出 次世代育成支援行動計画の概要について 報告 ・会の位置付けと本市の策定体制について ・次世代育成支援に関するアンケート調査の結果等について ・行動計画の策定スケジュールについて | 庁内検討組織として「福祉プラン推進本部次世代育成支援計画検討部会」を設置し、部会と並行して計画の検討を加える。 |
| 6月 | 第2回会議 平成16年6月25日(金) <議題等> 現況と課題について その他 | 市立小中学校教諭に対するグループインタビューを実施 市内公立中学2年生に対してグループインタビューとアンケート調査を実施 |
| 7月 | 第3回会議 平成16年7月22日(木) 保育目標事業量について 指針の柱(1～4)について その他 | 市内公立高校2年生に対してアンケート調査を実施 |
| 8月 | | |
| 9月 | 第4回会議 平成16年9月2日(木) 指針の柱(1～7)について その他 | |
| 10月 | 第5回会議 平成16年10月5日(火) 逗子市次世代育成支援行動計画素案(案)について その他 | |
| 11月 | 第6回会議 平成16年10月25日(月) 逗子市次世代育成支援行動計画素案(案)について その他 | |
| 12月 | | 計画素案の公表、市民意見募集 (パブリックコメント) |
| 平成17年 1月 | | 市民意見集約・整理 |
| 2月 | 第7回会議 平成17年2月3日(木) 逗子市次世代育成支援行動計画素案に関する市民意見の募集結果について その他 | |
| 3月 | 第8回会議 平成17年3月3日(木) 逗子市次世代育成支援行動計画原案(案)について その他 答申 | 計画の決定 公表・県への提出 |

用語解説

一般的な用語及び逗子市の次世代育成支援対策において用いられる用語についての説明を記述しました。(50音順)

C A P(Child Assault Prevention=子どもへの暴力防止プログラム)

アメリカで開発された、子どもが暴力から身を守る力を身につけるためのプログラム。エンパワメント、人権意識、コミュニティをスローガンに、護身技術だけでなく人権擁護、意志表現力も鍛える。

アダプトプログラム

アダプト(ADOPT)とは「養子縁組をする」という意味。市民が公共スペースを「アダプト」し、これを養子のように愛情をもって管理する=例えば清掃・美化する、ことから命名された。

自治体と市民がお互いの役割分担について協議し、合意を交わす。この合意に基づいて継続的に活動を進めるプログラムをいう。

学校評議員制度

校長が保護者や地域の方々の意見を幅広く聞くためのもの。これにより、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進し、学校が家庭や地域と連携協力しながら、特色ある教育活動を展開することができる。

共 育

障害児と健常児を共に育てる。

子育てサポーター

核家族化や都市化が進むなかで子育てに不安をかかえる親が増加している。こうした状況を踏まえ、家庭教育支援の充実を目指し、親への子育てに関する助言や子育て交流事業の企画・推進をはじめ、子育てネットワークの運営などの活動を担う人材。子育てサポーターは子育ての環境づくりに積極的に関わっていく。

合計特殊出生率

女子の年齢別の出生率を合計し、女性一人あたりが一生のうちに産む平均子ども数を算出したもの。

常 勤

臨時でなく、原則として毎日一定の時間勤務すること。常勤である労働者は、生活保障として、厚生年金や健康保険などの保険に加入している。

スクール・ポリスネット

子供をねらった犯罪を未然に防止するために、神奈川県警が始めたもの。ネット犯罪や学校への不法侵入事件など、犯罪手口や対処法を紹介した最新の犯罪情報のメールを、神奈川県にある小中高校約1600校に2か月に1度のペースで定期配信する。そのメールを受け取った学校側も相談メールを県警に返信することができる。

逗子市子育て支援センター

平成14年12月開設。子育て中の母親たちが抱えるとまどい・不安・ストレスなどについての個別相談に対応するとともに、フリースペースを設け、乳幼児の母親たちの行き場・交流の場を提供。

ずしファミリーサポートセンター

平成13年10月開設。概ね乳幼児を対象とする子育て支援サービス。子どもを預けたい者と預かってくれる者との橋渡しを行っている。ともに登録制。

ネグレクト

怠慢・無視・放置の意。養育者による、子どもに対する不適切な保護や養育。衣食住を十分に世話しない場合や、精神的・医療的なケアを十分に行わない場合など。栄養不良や発達障害などを引き起こすほか、人格形成に多大な影響を与える可能性がある。育児放棄。養育放棄。

ブックスタート

0歳児及びその保護者が絵本の絵とことばを通して、快いひとときを持つことを支援することにより、子どもの読書への興味関心を高め、子どもの豊かな人間性を育むことを目的として図書館が実施。現在、4ヶ月児健診日に合わせて、絵本、ブックリストなどの配布、0歳児と保護者との絵本を介しての接し方の指導、絵本の読み聞かせなどの実演を行っている。

ふれあいスクール事業

平成11年より開始。小学校の余裕教室を活用し、主に低学年を対象に放課後の居場所を提供（ほととスペースは就学前児童親子の遊び場提供）。現在、事業は大きく分けて次の3つ。

遊びを中心とした児童の心身の健全育成事業（児童館型）

放課後の生活を通しての児童の健全育成事業（生活支援型）登録制

乳幼児の子育てに対する支援事業（ほととスペース）

ピアカウンセリング

同じ職業や障害、痛みを抱えている状況など、同じ立場にある仲間どうしによる共感的カウンセリング、情報交換。

レスパイト

レスパイトは息抜きの意。「レスパイトサービス」は、介護を要する高齢者や障害者を、一時的に預かって家族の負担を軽くする援助サービス。

逗子市次世代育成支援行動計画

平成 17 年 3 月

発 行 逗子市

〒249 - 8686

神奈川県逗子市逗子 5 - 2 - 1 6

TEL 046-873-1111

編 集 逗子市 福祉部福祉課